

財務省

表 10 - 4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

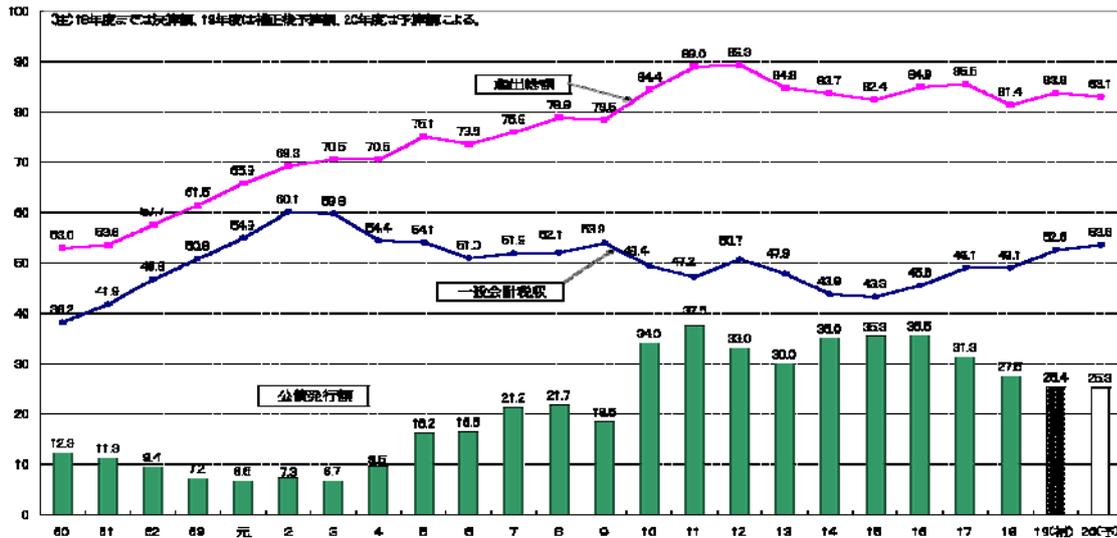
表 10 - 4 - 事業評価方式により事前評価した政策

政策の名称	塩製造技術高度化研究開発事業補助
政策評価の結果の概要	国民生活に不可欠な物資である塩について、国内の食料用需要量程度を国内生産により確保するためには、国内塩産業の国際競争力の強化が必要であり、国内塩製造におけるコスト増嵩要因となっているイオン交換膜について、多層構造化などにより、使用電力量の低減等を図る研究開発を進めることは、必要性、効率性及び有効性の観点から最も適切な政策である。
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 17 年度事業評価（事前）結果を踏まえ、良質な塩の安定供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、必要な経費の補助を行った。 （20 年度予算額：126 百万円） なお、本事業は基礎研究が順調に進捗し、工場レベルの実用化試験の段階に入ること等から、国による経費の補助は 20 年度限りで終了。

表 10-4-② 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す</p>																																																																														
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の財政状況は、平成19年度末における国及び地方の長期債務残高がGDP比148%となっており、世界の先進国の中でも最高の水準となっている。財政赤字の累増は、財政の硬直化、世代間不公平の拡大、将来に対する不安の増大等を引き起こし、経済社会の活力を損なうこととなりかねない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「日本経済の進路と戦略」等において示されたとおり、政府としては、</p> <p>(1) まずは、2011(平成23)年度には</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる ロ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できるだけ均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める <p>(2) さらに、2010年代半ばにかけて、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する ロ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す <p>との目標の実現に向け、今後とも安定的な経済成長を維持しつつ、歳出・歳入一体改革に取り組んでいくこととしている。</p> <p>このため、引き続き歳出改革を徹底するとともに、それでも対応しきれない負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにするよう、平成19年秋以降本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。</p>																																																																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度予算では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に定められた歳出改革を確実に実施し、新規公債発行は4年連続で減額して25.3兆円となる等、内外に我が国が財政健全化を進めていく姿勢を示しており、効率的で持続可能な財政への転換に向けて進展があったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の財政は危機的な状況にあり、その改善に向けて取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>財政規律堅持の姿勢を明確にした予算編成を行う等、基本的考え方に示された目標を踏まえた財政運営を行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>財政規律堅持の姿勢を明確にした予算編成を行う等、基本的考え方に示された目標を踏まえた財政運営を行った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き歳出改革を徹底するとともに、歳出改革だけでは対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにするため、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標: 総 1-5: 国及び地方の基礎的財政収支(対GDP比)の推移 (%)</p> <table border="1" data-bbox="316 1693 1513 1854"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・地方合計</td> <td>2.4</td> <td>-0.5</td> <td>-2.2</td> <td>-3.1</td> <td>-3.9</td> <td>-3.6</td> <td>-2.9</td> <td>-4.8</td> <td>-6.0</td> <td>-4.6</td> <td>-4.4</td> <td>-5.7</td> <td>-5.7</td> <td>-4.1</td> <td>-2.9</td> <td>-1.7</td> <td>-0.7</td> <td>-0.5</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1.9</td> <td>-0.2</td> <td>-1.4</td> <td>-2.1</td> <td>-2.4</td> <td>-2.1</td> <td>-1.6</td> <td>-3.4</td> <td>-5.5</td> <td>-4.7</td> <td>-4.5</td> <td>-5.4</td> <td>-5.4</td> <td>-4.2</td> <td>-3.4</td> <td>-2.5</td> <td>-1.7</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>0.5</td> <td>-0.4</td> <td>-0.7</td> <td>-1.0</td> <td>-1.5</td> <td>-1.5</td> <td>-1.3</td> <td>-1.4</td> <td>-0.6</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>-0.4</td> <td>-0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>			年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	国・地方合計	2.4	-0.5	-2.2	-3.1	-3.9	-3.6	-2.9	-4.8	-6.0	-4.6	-4.4	-5.7	-5.7	-4.1	-2.9	-1.7	-0.7	-0.5	国	1.9	-0.2	-1.4	-2.1	-2.4	-2.1	-1.6	-3.4	-5.5	-4.7	-4.5	-5.4	-5.4	-4.2	-3.4	-2.5	-1.7	-1.7	地方	0.5	-0.4	-0.7	-1.0	-1.5	-1.5	-1.3	-1.4	-0.6	0.1	0.1	-0.4	-0.4	0.1	0.5	0.9	1.0	1.2
年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																																													
国・地方合計	2.4	-0.5	-2.2	-3.1	-3.9	-3.6	-2.9	-4.8	-6.0	-4.6	-4.4	-5.7	-5.7	-4.1	-2.9	-1.7	-0.7	-0.5																																																													
国	1.9	-0.2	-1.4	-2.1	-2.4	-2.1	-1.6	-3.4	-5.5	-4.7	-4.5	-5.4	-5.4	-4.2	-3.4	-2.5	-1.7	-1.7																																																													
地方	0.5	-0.4	-0.7	-1.0	-1.5	-1.5	-1.3	-1.4	-0.6	0.1	0.1	-0.4	-0.4	0.1	0.5	0.9	1.0	1.2																																																													
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>上記の通り、政府としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、2011年度までに国・地方の基礎的財政収支を黒字化する等の目標を達成すべく、「経済財政と構造改革に関する基本方針2006」等に基づく歳出・歳入一体改革に取り組んだ。世界的な金融危機に伴う経済金融情勢の急速な悪化に対しては、「当面は大胆、中期では責任」との観点から、総額75兆円規模の累次の経済対策をとりまとめる一方、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」等を閣議決定し、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進めた。</p>																																																																														
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																																																												
<p>関係する施政方</p>	<p>経済財政運営と構造改革に関する</p>	<p>平成 18 年7月7日</p>	<p>小泉内閣の財政健全化(2001~06年度)</p>																																																																												

<p>針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>る基本方針 2006</p>		<p>を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。</p> <p>財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)(略)</p> <p>財政健全化第Ⅲ期(2010 年代初頭～2010年代半ば)(略)</p>
--------------------------	-------------------	--	---

<p>施策名</p>	<p>少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築する</p>																																																																																																						
<p>施策の概要</p>	<p>少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築することを目指す。</p>																																																																																																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 税制調査会において、18年11月の諮問を受け、税制が経済や財政にどのような影響を与えるかという調査・分析が積み重ねられ、その上で、各税目の果たすべき役割を見据えながら、経済社会の構造変化に対応した税体系全体の在り方について総合的な検討が行われた。その結果、19年11月に、中長期的視点から、税制の全体像について基本的な考え方を示した答申(「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」)が取りまとめられた。 20年度税制改正において、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、研究開発税制の拡充や中小企業関係税制の充実等といった経済活性化策を講ずるとともに、金融・証券税制、土地・住宅税制等について所要の措置を講じた。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行った。併せて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講じた(関係法律は、国会の審議を経て、20年4月30日に成立し、同日、関係政省令とともに公布・施行された。) 他方、消費税を含む税体系の抜本的な改革の実現には至っていない。 これらを総合的に勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。 (必要性) 少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築に向けて取り組む必要がある。 (効率性) 各府省庁の政策評価の結果を記載した要望書を各府省庁等との議論の材料とすることにより、20年度税制改正の検討を効率的に行った。 (有効性) 20年度税制改正において、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から広範な税目にわたる改正を行うことができた。 (反映の方向性) 我が国の財政事情は極めて厳しい状況にあり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、財政健全化の努力を継続し、将来世代に責任をもった財政運営を行っていく必要がある。引き続き歳出改革を徹底するとともに、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない。このため、累次の政府の方針等を踏まえ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的な改革に取り組む。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 参考指標 総 2-1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移  <table border="1" data-bbox="367 1321 1484 1859"> <caption>参考指標 総 2-1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 (GDP%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般会計税収 (%)</th> <th>歳出総額 (%)</th> <th>公債発行額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>48.2</td><td>63.0</td><td>12.8</td></tr> <tr><td>11</td><td>41.9</td><td>63.6</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>12</td><td>48.3</td><td>67.7</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>13</td><td>50.9</td><td>61.5</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>14</td><td>54.3</td><td>65.3</td><td>8.6</td></tr> <tr><td>15</td><td>60.1</td><td>68.3</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>59.9</td><td>70.5</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>17</td><td>54.4</td><td>70.5</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>18</td><td>54.1</td><td>76.1</td><td>18.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>51.0</td><td>73.9</td><td>16.9</td></tr> <tr><td>20</td><td>51.5</td><td>75.6</td><td>21.2</td></tr> <tr><td>21</td><td>52.1</td><td>79.9</td><td>21.7</td></tr> <tr><td>22</td><td>53.9</td><td>79.5</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>23</td><td>47.4</td><td>84.4</td><td>34.0</td></tr> <tr><td>24</td><td>47.2</td><td>89.0</td><td>37.8</td></tr> <tr><td>25</td><td>47.7</td><td>85.9</td><td>33.0</td></tr> <tr><td>26</td><td>47.9</td><td>84.8</td><td>30.0</td></tr> <tr><td>27</td><td>43.9</td><td>83.7</td><td>39.0</td></tr> <tr><td>28</td><td>43.9</td><td>82.4</td><td>35.3</td></tr> <tr><td>29</td><td>45.0</td><td>84.9</td><td>38.5</td></tr> <tr><td>30</td><td>46.1</td><td>85.5</td><td>31.8</td></tr> <tr><td>31</td><td>44.1</td><td>81.4</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>32</td><td>52.0</td><td>83.8</td><td>23.4</td></tr> <tr><td>33</td><td>53.6</td><td>83.1</td><td>25.3</td></tr> </tbody> </table> </p>			年度	一般会計税収 (%)	歳出総額 (%)	公債発行額 (%)	10	48.2	63.0	12.8	11	41.9	63.6	11.9	12	48.3	67.7	9.4	13	50.9	61.5	7.2	14	54.3	65.3	8.6	15	60.1	68.3	7.9	16	59.9	70.5	6.7	17	54.4	70.5	8.5	18	54.1	76.1	18.2	19	51.0	73.9	16.9	20	51.5	75.6	21.2	21	52.1	79.9	21.7	22	53.9	79.5	19.5	23	47.4	84.4	34.0	24	47.2	89.0	37.8	25	47.7	85.9	33.0	26	47.9	84.8	30.0	27	43.9	83.7	39.0	28	43.9	82.4	35.3	29	45.0	84.9	38.5	30	46.1	85.5	31.8	31	44.1	81.4	27.8	32	52.0	83.8	23.4	33	53.6	83.1	25.3
年度	一般会計税収 (%)	歳出総額 (%)	公債発行額 (%)																																																																																																				
10	48.2	63.0	12.8																																																																																																				
11	41.9	63.6	11.9																																																																																																				
12	48.3	67.7	9.4																																																																																																				
13	50.9	61.5	7.2																																																																																																				
14	54.3	65.3	8.6																																																																																																				
15	60.1	68.3	7.9																																																																																																				
16	59.9	70.5	6.7																																																																																																				
17	54.4	70.5	8.5																																																																																																				
18	54.1	76.1	18.2																																																																																																				
19	51.0	73.9	16.9																																																																																																				
20	51.5	75.6	21.2																																																																																																				
21	52.1	79.9	21.7																																																																																																				
22	53.9	79.5	19.5																																																																																																				
23	47.4	84.4	34.0																																																																																																				
24	47.2	89.0	37.8																																																																																																				
25	47.7	85.9	33.0																																																																																																				
26	47.9	84.8	30.0																																																																																																				
27	43.9	83.7	39.0																																																																																																				
28	43.9	82.4	35.3																																																																																																				
29	45.0	84.9	38.5																																																																																																				
30	46.1	85.5	31.8																																																																																																				
31	44.1	81.4	27.8																																																																																																				
32	52.0	83.8	23.4																																																																																																				
33	53.6	83.1	25.3																																																																																																				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成21年度税制改正において、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じる等の改正が行われた。 また、平成21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性についての規定が設けられた。</p>																																																																																																						
<p>関係する施政方</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																																																																																				

針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会 総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。
-------------------	-----------------------	------------------	---

施策名	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む													
施策の概要	厳しい財政状況の中、資産・債務改革の方針に基づき財政投融资の重点化・効率化、国有財産の売却・有効活用の推進、適切な国債管理政策の運営等を実施し、ストック面でのスリム化・効率化を進める。													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 19年3月に公表した「工程表」の着実な実施に努めた。具体的には、財政融資資金について20年度財政投融资計画の規模を19年度に比して圧縮するとともに、その貸付金の証券化を実施した。また、国有財産について、庁舎・宿舍の移転再配置計画の策定等を行った。このように国の資産規模の着実な圧縮を図っていることから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 厳しい財政状況の中、資産・債務改革の方針に基づきストック面でのスリム化・効率化を進める必要がある。</p> <p>(効率性) 財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化、国有財産の売却・有効活用に向けた取組等により、国の資産規模の圧縮を推進した。</p> <p>(有効性) 財政融資資金貸付金について証券化を実施するとともに、国有財産について、有識者会議において二段階一般競争入札の具体化等を内容とする基本方針を取りまとめた。</p> <p>(反映の方向性) 財政融資資金について、一層の重点化・効率化等を行うとともに、国有財産についても、引き続き円滑かつ効率的な売却・有効活用に向けた取組を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="344 882 1513 1173"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国の資産額（外国為替等、運用寄託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移</td> <td>資産額：減少</td> <td>(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 381兆円 (29兆円)</td> </tr> <tr> <td>対GDP比：減少</td> <td>(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 76% (7%)</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金貸付金残高の推移</td> <td>減少</td> <td>(19年度末) N.A. (18年度末) 209兆円 (22兆円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は対前年度末増減。</p>			業績指標	目標値	実績値	国の資産額（外国為替等、運用寄託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移	資産額：減少	(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 381兆円 (29兆円)	対GDP比：減少	(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 76% (7%)	財政融資資金貸付金残高の推移	減少	(19年度末) N.A. (18年度末) 209兆円 (22兆円)
業績指標	目標値	実績値												
国の資産額（外国為替等、運用寄託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移	資産額：減少	(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 381兆円 (29兆円)												
	対GDP比：減少	(19年度末) N.A. (18年度末) N.A. (17年度末) 76% (7%)												
財政融資資金貸付金残高の推移	減少	(19年度末) N.A. (18年度末) 209兆円 (22兆円)												
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>国の資産規模の圧縮 「簡素で効率的な政府」の実現に向け、「工程表」に沿って資産・債務改革を推進するため、以下の方策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金貸付金については、平成27年度末までに平成17年度末と比べて130兆円超の圧縮を実現することとされていることを踏まえ、平成21年度財政投融资計画において、現下の厳しい経済金融情勢にかんがみ、企業の資金繰り対策等の分野には十分な資金供給を行いつつ、引き続き必要な資金需要への絞込みを図った。また、既往貸付金の証券化について、平成20年2月に引き続き、8月にも1,000億円を実施した。 国有財産については、庁舎・宿舍の移転・再配置計画の跡地処分を本格的に実施する段階に入りつつあるほか、不要となった未利用国有地等についても可能な限り入札を行い、売却を実施した。なお、民営化法人等の株式については、株式市場の状況を踏まえ、「生活対策」(平成20年10月)において、市中売却を一時凍結しているため、株式市場の回復後の適切な時機に売却を行うことができるよう、必要な準備を行った。 <p>財政運営と一体となった国庫金の効率的な管理 確実な資金繰りを確保しつつ、以下の方策により、可能な限り政府預金(国内指定預金(一般口))の残高の抑制に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り国庫に留まる現金を抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を一層推進した。 また、こうした調整を行った上で国庫に余裕が生じている場合、引き続き現金不足の会計等に無利子で貸付けを行い、当該特別会計等の利子負担を軽減した。 <p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定する必要がある。平成20年度においては、世界的な金融危機等に対応するため数次にわたり機動的かつ柔軟に国債発行計画を見直したほか、保険・年金などの機関投資家の長期運用ニーズに対応するため、40年債について増額して定期発行を開始した。</p>													
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)											

<p>針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>(資産・債務改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。 ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。 ・ さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、...既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現する。
--------------------------	---------------------------------	------------------------	---

<p>施策名</p>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。また、通貨に対する信認を確保するため、通貨の流通状況の把握、偽造されにくい通貨の円滑な供給に努める。</p>																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>米国のサブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場の混乱の中、主要行等及び地域銀行の自己資本比率は昨年と比べ減少しているが、他方で不良債権比率は低下するなど、金融システムの健全性は維持されている。また、セーフティネットとしての政府保証枠を適切に設定するとともに公的資金の回収も着実に進んだ。</p> <p>通貨に関しては、19年度においても適切に製造計画の策定を行った。また、国内外の関係機関との連絡を密にし、通貨の偽造・変造防止の環境整備に努めた。</p> <p>以上のことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。また、通貨に対する信認を確保するため、通貨の流通状況の把握、偽造されにくい通貨の円滑な供給に努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融庁等関係機関と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>公的資金の回収について、国民負担の回避といった観点から回収に努めた。平成20年度発行予定の記念貨幣に、偽造抵抗力の高い新たな技術を採用した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、預金保険法等の法令に基づく適切な制度の運営や、政府保証枠の適切な設定に取り組んでいく。</p> <p>また、通貨に対する信認を確保するため、独立行政法人印刷局・造幣局、国内外の通貨当局等との連携を図り、通貨の偽造・変造防止への環境整備に取り組んでいく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 総 4-1：自己資本比率 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="347 1249 1469 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年3月期</th> <th>17年3月期</th> <th>18年3月期</th> <th>19年3月期</th> <th>20年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要行</td> <td>11.1</td> <td>11.6</td> <td>12.2</td> <td>13.1</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>地域銀行</td> <td>9.0</td> <td>9.4</td> <td>9.8</td> <td>10.4</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table>				平成16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	主要行	11.1	11.6	12.2	13.1	12.3	地域銀行	9.0	9.4	9.8	10.4	10.3
	平成16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期																
主要行	11.1	11.6	12.2	13.1	12.3																
地域銀行	9.0	9.4	9.8	10.4	10.3																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成20年度は、金融機関等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、金融機能強化法や保険業法の改正を行うとともに、金融機能強化法に基づく金融機関に対する国の資本参加決定に際し、同意を行った。なお、平成20年度は、合計4,462億円の公的資金を回収した。</p> <p>預金保険機構等に対する平成21年度の政府保証枠については、金融機関等をめぐる情勢の変化や公的資金の回収状況等を踏まえ、適切な規模の政府保証枠を設定した。</p> <p>通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p>																				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」等に基づき地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。</p>																		

	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月 18 日	…関係業界との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境整備を進める…
--	--------------------	-------------------	-------------------------------------

<p>施策名</p>	<p>我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定に向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要である。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要がある。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていく。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) G7等において、経済動向を注視し、経済の安定と成長のために、個別にあるいは共同して適切な行動をとるとの決意を確認した。更に、IMF改革の議論をリードし、クォータ(投票権等の基礎となる出資額)改革等の議論の合意を導いた。また、ASEAN+3財務大臣会議でのCMIマルチ化の基本形態の合意を導くとともに、マルチ化の主な論点の更なる検討を進展させた。 また、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け取り組むとともに、EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、既に8か国との協定が発効もしくは署名済、ASEAN全体との間で交渉妥結に至るなど大きな成果や進展があった。 以上のことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。 (必要性) 世界経済は、よりチャレンジングで不確実な環境に直面しているが、世界経済全体のファンダメンタルズは引き続き強固であった。一方、国際金融市場の混乱等、下方リスク要因に留意する必要がある。 我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するため、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図る必要がある。 (効率性) G7(平成20年は議長国)やASEAN+3財務大臣会議等(平成20年は共同議長国)において、適時な機会を捉えて、議論をリードし、IMFのクォータ改革の合意やCMI及びABMIの進展に貢献した。また、WTO交渉、EPA交渉への取組を効率的に進めるため、関係省庁との連携を図りつつ、政府一体となって取り組んだ。 (有効性) G7(平成20年は議長国)やASEAN+3財務大臣会議等において議論をリードし、IMFのクォータ改革の合意やCMI及びABMIの進展に貢献したほか、WTO交渉及びEPA交渉についても積極的に推進した。 (反映の方向性) 世界経済のリスク要因に対処するための各国との協調やIMF等の国際金融機関の改革、途上国援助の質の向上が引き続き重要な課題である。 また、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPA交渉については、政府の基本方針に基づき、今後ともその推進に取り組む必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況（一部を抜粋） (単位:百万人) <table border="1" data-bbox="316 1301 1519 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年</th> <th>2001年</th> <th>2002年</th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1ドル以下で生活している人口(数) (除 中国)</td> <td>1,100 (896)</td> <td>1,089 (877)</td> <td>1,011 (831)</td> <td>1,068 (889)</td> <td>970 (841)</td> </tr> </tbody> </table> 参考指標 総5-5：世界全体の貿易額 (単位:10億米ドル) <table border="1" data-bbox="316 1447 1519 1525"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貿易額(輸出[FOB])</td> <td>9,113</td> <td>10,407</td> <td>12,028</td> <td>13,278</td> </tr> </tbody> </table> </p>		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	1日1ドル以下で生活している人口(数) (除 中国)	1,100 (896)	1,089 (877)	1,011 (831)	1,068 (889)	970 (841)		平成16年	17年	18年	19年	貿易額(輸出[FOB])	9,113	10,407	12,028	13,278
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年																		
1日1ドル以下で生活している人口(数) (除 中国)	1,100 (896)	1,089 (877)	1,011 (831)	1,068 (889)	970 (841)																		
	平成16年	17年	18年	19年																			
貿易額(輸出[FOB])	9,113	10,407	12,028	13,278																			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7、G20、IMF関連の各種会議等への積極的貢献を通じて、世界経済、国際金融機関の改革、開発・貧困削減、気候変動やテロ資金対策等の諸問題への取組を行った。特に平成20年は、我が国は、G7及びサミット財務大臣会合の議長国として、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済、途上国の開発・貧困削減や気候変動を主要なテーマに、G7及びサミット財務大臣会合の成功に向けて全力で取り組んだ。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組んだ。 世界経済については、持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7各国等と、世界経済や国際金融市場の動向について議論した。 国際金融システムの安定に向けた制度強化については、平成20年4月にIMF総務会で合意されたクォータ改革を実現するための法案を国会に提出し、平成21年3月に同法案が成立したとともに、サーベイランスの強化、新興市場国向けの危機予防の枠組み整備や歳出入構造の見直し等、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画した。 開発・貧困削減については、投資促進のための環境整備、民間企業の育成、金融資本市場の整備に向けた支援を含む民間部門主導の経済成長を達成するための取組の重要性に鑑み、特にアフリカでは、アフリカ開発銀行に対する我が国拠出金を活用した「アフリカ民間部門育成基金(FAPA)」等を含む民間セクター開発のための共同イニシアティブ「EPSA(Enhanced Private Sector Assistance for Africa)」を進めた。 気候変動については、民間資金の動員や民間セクターの関与を強化するため、国際金融機関や民間金融機関が気候変動に果たす役割の重要性を主張した。また、気候変動対策のための多国間基金(気候投資基金)創設のため、関係者とさらに議論を進めた。</p>																						

	<p>アジアにおける地域金融協力の強化については、アジア地域でも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、ASEAN+3財務大臣会議や日中韓財務大臣会議を臨時に開催するとともに、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓金融安定化ワークショップを開催し、アジア諸国間の協力強化に貢献した。また、アジア地域の金融協力を一層推進する観点から、CMIのマルチ化の資金規模拡大、地域サーベイランス・ユニットの設立等のさらなる強化策について合意した。また、ABMIについては、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意し、タスク・フォースにおいて新ロードマップに示された具体的取組の進捗を図った。APEC、ASEMにおいても、その特色を踏まえた地域協力や国際的な金融危機への対応等について議論した。</p> <p>テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進めている一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、G7の協調等を通じた国際的な対策を積極的に講じた。</p> <p>② 関税に関する国際的な取組</p> <p>WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、全力で取り組んだ。</p> <p>貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、交渉を推進した。</p> <p>EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、「経済財政改革の基本方針2008」等に基づき、積極的に進めた。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第169回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>平成 20 年1月 18 日</p>	<p>本年のサミット議長国として、G7、アジア諸国、国際機関等と協力を進めていくとともに、WTOを中核とする多角的自由貿易体制の強化及び経済連携協定の積極的な推進、国際競争力強化のための通関制度改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしてまいります。</p>

<p>施策名</p>	<p>総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>																
<p>施策の概要</p>	<p>我が国経済は、長期停滞のトンネルを抜け出し、民間需要に支えられた景気回復を続けている。こうした回復の動きを持続可能なものとするため、財務省は総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組み、イノベーションによる成長力強化を図り、引き続き、物価安定の下での民間需要中心の持続的な成長を図っていくことが重要である。</p>																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 19年度も引き続き、内閣府等関係機関と連携しつつ、日本経済の現状及び今後の見通しについて、策定時点において入手可能な情報を基に、的確な判断に努めた。財務省として、20年度予算編成においては、「基本方針2006」で定められた歳出改革を、その2年目においても着実に実現した。また、物価安定の下での民間需要中心の持続的な経済成長のため、政府は日本銀行と一体となった取組を行った。</p> <p>こうした経済財政運営の結果、我が国経済は一部に弱さが見られるものの回復を続けた。しかしながら、経済情勢の回復及び財政状況の改善について相当という評価は適切ではなく、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 人口減少という状況の中で経済成長を持続させ、生活の質を高めていくため、適切に財政経済の運営を行った。</p> <p>(効率性) 関係機関と連携を図りながら、効率的に政府の基本方針や中期展望を審議・決定した。</p> <p>(有効性) 関係機関と連携を図りながら政府の基本方針や中期展望を審議・決定し、それに基づいて財務省において適切に予算編成等を行うといった有効な政策運営に努めた。</p> <p>(反映の方向性) 関係機関と連携を図りつつ、適切な財政経済の運営を推進していくため、今後とも、諮問会議等の場で積極的に議論に参画していくほか、事務担当者レベルでも関係省庁等と緊密に検討を行っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>(参考)平成19年度GDPの推移 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="347 1093 1497 1193"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">平成19年度</th> </tr> <tr> <th>4～6月期</th> <th>7～9月期</th> <th>10～12月期</th> <th>1～3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質成長率(季調済前期比)</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>				平成19年度				4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	実質成長率(季調済前期比)	0.6	0.2	0.7	1.0
	平成19年度																
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期													
実質成長率(季調済前期比)	0.6	0.2	0.7	1.0													
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>内外の厳しい経済金融情勢に対応するため、他の政府諸機関、日本銀行等と連携を図った。また、「経済財政改革の基本方針2008」等に基づき、適切に財政・経済の運営に取り組んだ。</p> <p>財政運営については、財政健全化に向けてまずは、「2011年度における国・地方の基礎的財政収支の黒字化」を確実に実現するため、歳出・歳入一体改革に取り組んだ。その上で、2010年代半ばに向け、債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げることを目指し、引き続き「基本方針2006」等に沿って各分野の改革に徹底して取り組んだ。</p> <p>また、中長期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」を策定し、消費税を含む税制抜本改革に向けた取組を進めた。</p>																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>														
	<p>第169回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>今後、財政健全化に向けて、まずは、これまで累次にわたり国民の皆様にお示してきた目標である「2011年度における国・地方の基礎的財政収支の黒字化」を確実に実現するため、歳出・歳入一体改革を引き続き着実に進めてまいります。</p>														
	<p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>平成19年6月19日</p>	<p>「成長なくして財政健全化なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組む。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。</p>														

<p>施策名</p>	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給している。国民全体にとって真に必要な公共サービスの分野に必要な資金を重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという方針を「財政の規律」として保持し、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要がある。</p>								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 20年度予算においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において定められた歳出改革路線を堅持するとともに、重点的な予算配分を実現することができた一方、財政健全化に向け、今後とも徹底した歳出改革に取り組む必要があるため、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 我が国の財政事情は依然として厳しく、これまでの財政健全化の努力を今後も継続する必要がある。このため、予算編成において、引き続き、歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を図ることにより、財政の効率化・質的改善を推進していく必要がある。</p> <p>(効率性) 効率性を高める観点から、随意契約の見直し、予算執行調査結果及び会計検査院指摘事項の反映を徹底・強化するなどして予算編成を行った。</p> <p>(有効性) 財政健全化の観点から徹底した歳出削減を行う中でも、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全・安心といった課題に予算配分を重点化し、メリハリの効いた予算とした。</p> <p>(反映の方向性) 「歳出・歳入一体改革」に取り組む中で、まずは徹底した歳出削減に取り組むことが必要であり、諸制度の改革、予算配分の重点化や事務事業の効率化などにより、各分野でバランスのとれた歳出削減の実現に努めるとともに、歳出の質の向上・効率化のため、引き続き、予算執行調査の反映、政策評価の活用等に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1025 1214 1126"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算・決算ホームページへのアクセス件数</td> <td>増加 (283,177 件)</td> <td>321,537 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は 18 年度の数値</p> <p>参考指標 1-1-1：一般会計予算の主要経費構成比</p> <p>上記評価結果を踏まえ、平成21年度予算編成においては、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組んだほか、行政支出総点検会議における指摘等を踏まえ、厳格に政策の必要性を精査することなどにより、徹底した支出の見直しを図り、公益法人への支出、特別会計の支出、広報経費等の行政経費等について、大幅な削減を行った。</p> <p>一方、100年に一度とも言われる世界の経済金融情勢の危機の中で、外需面に加え国内需要も停滞し、雇用情勢の急速な悪化傾向とともに、企業の資金繰りも厳しい状況となったことから、景気回復を最優先で実現することとし、20年度には2度の補正予算を編成し、また、21年度当初予算編成においては、予算配分の重点化を図る重要課題推進枠の活用も含め、国民生活と日本経済を守るための政策を実行することとした。</p> <p>(平成 21 年度予算額:2,642 百万円[20 年度予算額:2,840 百万円])</p>			業績指標	目標値	実績値	予算・決算ホームページへのアクセス件数	増加 (283,177 件)	321,537 件
業績指標	目標値	実績値							
予算・決算ホームページへのアクセス件数	増加 (283,177 件)	321,537 件							
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>上記評価結果を踏まえ、平成21年度予算編成においては、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組んだほか、行政支出総点検会議における指摘等を踏まえ、厳格に政策の必要性を精査することなどにより、徹底した支出の見直しを図り、公益法人への支出、特別会計の支出、広報経費等の行政経費等について、大幅な削減を行った。</p> <p>一方、100年に一度とも言われる世界の経済金融情勢の危機の中で、外需面に加え国内需要も停滞し、雇用情勢の急速な悪化傾向とともに、企業の資金繰りも厳しい状況となったことから、景気回復を最優先で実現することとし、20年度には2度の補正予算を編成し、また、21年度当初予算編成においては、予算配分の重点化を図る重要課題推進枠の活用も含め、国民生活と日本経済を守るための政策を実行することとした。</p> <p>(平成 21 年度予算額:2,642 百万円[20 年度予算額:2,840 百万円])</p>								
<p>関係する施政方針演説等内閣の</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項 (抜粋)</p>						
<p>経済財政運営と構造改革に関</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>機械的に歳出を一律に削減するという</p>	<p></p>						

重要政策(主なもの)	する基本方針2006		手法ではなく、…メリハリのある歳出改革を行う。
------------	------------	--	-------------------------

施策名	必要な歳入の確保																																								
施策の概要	<p>健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税金等で賄うという考え方が基本となる(非募債主義・財政法第4条第1項)。</p> <p>このうち、まず税金は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成る。毎年度の予算編成においては、税金について、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、適切な見積りに努める。また、税金の見積もり等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページにおいて開示してきたところだが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努める。</p> <p>次に、税金及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りに努める。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもおお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行う。</p>																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度予算では、税金について適切な見積りを行うとともに、税外収入についてできる限りの確保を図り、公債発行額については4年連続の発行減額を行った。また、20年度税金の見積りの精度向上のために、各指標を適切に組み合わせ、企業や民間調査機関に対する情報収集に積極的に取り組んだところである。我が国の財政状況は依然として深刻な状況にあり、適切な歳入の確保が求められていることから、「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>税金及びその他収入について適切な見積りを行うとともに、所要の歳入を確保することが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>見積り精度の向上に資するため、経済指標や課税実績等の幅広い要素をもとに見積りを行い、効率的な事務運営に取り組んだ。</p> <p>(有効性)</p> <p>税金について適切な見積りを行うとともに、税外収入についてできる限りの確保を図り、公債発行額については4年連続の発行減額を行った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「歳出・歳入一体改革」に取り組む中で、今後も、歳入面において、経済情勢等に配慮し税金及び税外収入の確保に努めるとともに説明責任の向上に努めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 1-2-1：一般会計歳入予算の推移と内訳 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="344 1189 1505 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税及印紙収入</td> <td>417,470</td> <td>440,070</td> <td>458,780</td> <td>534,670</td> <td>535,540</td> </tr> <tr> <td>税外収入</td> <td>37,739</td> <td>37,336</td> <td>37,727</td> <td>40,098</td> <td>41,558</td> </tr> <tr> <td>公債金</td> <td>365,900</td> <td>343,900</td> <td>299,730</td> <td>254,320</td> <td>253,480</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金</td> <td>-</td> <td>523</td> <td>624</td> <td>-</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>821,109</td> <td>821,829</td> <td>796,860</td> <td>829,088</td> <td>830,613</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)各年度当初予算額に基づき作成 (注)各年度の計数は、当初予算額(単位未満四捨五入)である。</p>					項目	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	租税及印紙収入	417,470	440,070	458,780	534,670	535,540	税外収入	37,739	37,336	37,727	40,098	41,558	公債金	365,900	343,900	299,730	254,320	253,480	前年度剰余金	-	523	624	-	35	合計	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613
項目	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																																				
租税及印紙収入	417,470	440,070	458,780	534,670	535,540																																				
税外収入	37,739	37,336	37,727	40,098	41,558																																				
公債金	365,900	343,900	299,730	254,320	253,480																																				
前年度剰余金	-	523	624	-	35																																				
合計	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>歳入面において、経済情勢等に配慮し税金及び税外収入の確保に努めるとともに、「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページ等により説明責任の向上に努めた。</p>																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p>	<p>年月日</p> <p>平成 18 年7月7日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>… 税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。…</p>																																						

<p>施策名</p>	<p>適正な予算執行の確保</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられており、予算執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう努めている。また、予算の更なる効率化を図るため、「プラン(編成)・ドゥー(執行)・チェック(評価・検証)・アクション(反映)」のマネジメント・サイクルにおける、チェック・アクションの機能の強化が必要である。このため、予算執行調査を実施し、調査結果に基づき、予算執行の適正化、効率化を図るとともに、次年度以降の予算編成等への反映に努めている。</p> <p>また、公共調達については、引き続き入札契約の改善や随意契約の適正化・透明性等を図る必要がある。</p>																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>19年度においては、財務局調査の開始時期の前倒しや、「予算執行調査室」の設置による実施体制の強化など、予算執行調査の充実・強化に努めた。また、契約の透明性を高める観点から、19年12月に、各府省庁が18年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」としてとりまとめて公表したこと、20年度予算編成において、各府省庁の見直し状況を把握し予算に反映したことなど、随意契約の適正化に努めた。これらの取組により、予算執行の効率化を図った一方、引き続き適正な予算執行の確保に向けての課題に取り組む必要があることから、「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>最近における会計検査院の検査結果によると、法令、予算に違反し不当と認めた事項(不当事項)、意見を表示し又は処置を要求した事項(意見表示、処置要求事項)等依然として指摘されている事項が多数あり、また、随意契約についても昨今多くの問題が指摘されている中、適正かつ効率的な予算執行の確保を図る必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>財務局調査の開始時期の前倒しや、「予算執行調査室」の設置による実施体制の強化など、各施策の結果を踏まえた事務運営の効率化を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>予算執行調査の結果や随意契約の見直し状況等の20年度予算への反映を図り、予算の効率化につなげた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>20年度の予算執行調査において、昨今多くの問題が指摘されている随意契約の見直し等、契約に関する調査を重点的に実施しているところであるが、今後、予算の一層の効率化及び執行の適正化に向け、その結果を適切に活用することが重要である。</p> <p>更に、今後も、各府省庁において、「随意契約見直し計画」(改訂)に従い、速やかに一般競争入札等への移行を進めるとともに、引き続き契約に係る情報公開の充実を進めることにより、公共調達の一層の適正化を図っていくことが重要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 1-3-3：予算執行調査の実施状況の推移 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="384 1317 1374 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省調査</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>57</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>財務局調査</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>				平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	本省調査	51	53	53	57	50	財務局調査	2	6	4	11	12
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																
本省調査	51	53	53	57	50																
財務局調査	2	6	4	11	12																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>適正かつ効率的な予算執行を確保するために、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続きの適切な審査や、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等を実施した。</p> <p>予算執行調査については、予算の更なる効率化を推進するため、契約に関する調査を重点的に実施するなど、予算執行調査の充実・強化に取り組んだ。</p> <p>公共調達の一層の適正化を図る観点から、各府省庁において、「随意契約見直し計画」(改訂)に従い、速やかに一般競争入札等への移行を進めるとともに、引き続き契約に係る情報公開の充実を進めるために、連絡会議等の場でフォローアップを行なった。</p> <p>(平成21年度予算額:7,424百万円[20年度予算額:15,879百万円])</p>																				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>—</p>	<p>年月日</p> <p>—</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>—</p>																		

施策名	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示																										
施策の概要	年度途中の予算使用状況や決算の概要は、適時適切に国民や国会に報告することが重要である。また、決算を早期に国会等へ提出し、予算編成や執行への反映に努める。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>予算の使用状況や決算の概要について、官報やホームページを活用するなどして、国民及び国会に対し適時適切に報告することができた。また、18年度歳入歳出決算については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、9月7日には会計検査院へ送付し、11月20日には国会に提出することができたことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国は、財政健全化に向けて政府一丸となって取り組んでいるところであり、財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>会計事務の電子化等により、事務の効率化を図り、11月20日には18年度歳入歳出決算を国会に提出できた。</p> <p>(有効性)</p> <p>20年度予算編成に資する観点から、18年度歳入歳出決算を早期に取りまとめるとともに、国会における決算審議の充実を資する観点から国会へ早期に提出した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>我が国は、財政健全化に向けて政府一丸となって取り組んでいるところであり、財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。具体的には、年度途中における予算使用の状況や予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告するとともに、19年度歳入歳出決算については、18年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後には国会提出が可能となるよう努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 1-4-2：歳入歳出決算の会計検査院への送付日の推移</p> <table border="1" data-bbox="379 965 1493 1088"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度 (14年度決算)</th> <th>16年度 (15年度決算)</th> <th>17年度 (16年度決算)</th> <th>18年度 (17年度決算)</th> <th>19年度 (18年度決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付日</td> <td>15.9.26</td> <td>16.9.10</td> <td>17.9.6</td> <td>18.9.8</td> <td>19.9.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 1-4-3：歳入歳出決算の国会への提出日の推移</p> <table border="1" data-bbox="379 1137 1493 1261"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度 (14年度決算)</th> <th>16年度 (15年度決算)</th> <th>17年度 (16年度決算)</th> <th>18年度 (17年度決算)</th> <th>19年度 (18年度決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出日</td> <td>16.1.19</td> <td>16.11.19</td> <td>18.1.20</td> <td>18.11.21</td> <td>19.11.20</td> </tr> </tbody> </table>				平成15年度 (14年度決算)	16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	送付日	15.9.26	16.9.10	17.9.6	18.9.8	19.9.7		平成15年度 (14年度決算)	16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	提出日	16.1.19	16.11.19	18.1.20	18.11.21	19.11.20
	平成15年度 (14年度決算)	16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)																						
送付日	15.9.26	16.9.10	17.9.6	18.9.8	19.9.7																						
	平成15年度 (14年度決算)	16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)																						
提出日	16.1.19	16.11.19	18.1.20	18.11.21	19.11.20																						
政策評価の結果の政策への反映状況	我が国は、財政健全化に向けて政府一丸となって取り組んでいるところであり、財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。具体的には、年度途中における予算使用の状況や予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告するとともに、平成19年度歳入歳出決算については、平成18年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後には国会に提出した。																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								
	-	-	-																								

施策名	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行																																																																																																																																																																																								
施策の概要	総務省の所管である地方財政計画の策定、地方税制度、地方債計画及び地方債同意等基準の策定、地方債の同意等について調整を行い、国の財務を統括する観点から地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行する。																																																																																																																																																																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>一連の取組の結果、歳出全般にわたり厳しく抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保して地方の安定的な財政運営に支障を生じることのないように所要の措置を講じ、また、地方間の税源の偏在等の諸課題についても地方法人特別税、地方法人特別譲与税を創設する等所要の措置を講じたため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>国と地方は公経済を支える車の両輪であり、両者の財政状況が極めて厳しい中で、地方財政の健全化を目指し、国・地方間の財政移転に関する事務を適切に遂行することは重要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>国・地方間の諸課題については、必要に応じて総務省との調整・協議を行い、これまでの改革の成果を踏まえつつ、地方の自立と責任を確立するための取組を行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>国・地方間の諸課題については、必要に応じて総務省との調整・協議を行い、これまでの改革の成果を踏まえつつ、地方の自立と責任を確立するための取組を行った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、国と地方の諸課題等について総務省と調整を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 1-5-1：平成 20 年度地方財政計画</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="379 902 1070 1720"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">19年度</th> <th colspan="3">20年度</th> </tr> <tr> <th>増減額</th> <th>伸率</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税</td> <td>403,728</td> <td>404,703</td> <td>+975</td> <td>+0.2%</td> <td>48.5%</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td>7,091</td> <td>7,027</td> <td>64</td> <td>0.9%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金等</td> <td>3,120</td> <td>4,735</td> <td>+1,615</td> <td>+51.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>152,027</td> <td>154,061</td> <td>+2,034</td> <td>+1.3%</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>101,739</td> <td>100,831</td> <td>908</td> <td>0.9%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>96,529</td> <td>96,055</td> <td>474</td> <td>0.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>(うち臨時財政対策債)</td> <td>26,300</td> <td>28,332</td> <td>+2,032</td> <td>+7.7%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>使用料・手数料</td> <td>16,455</td> <td>16,220</td> <td>235</td> <td>1.4%</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>50,572</td> <td>50,382</td> <td>190</td> <td>0.4%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>歳入計</td> <td>831,261</td> <td>834,014</td> <td>+2,753</td> <td>+0.3%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>給与関係経費</td> <td>225,111</td> <td>222,071</td> <td>3,040</td> <td>1.4%</td> <td>26.6%</td> </tr> <tr> <td>退職手当以外</td> <td>201,283</td> <td>198,206</td> <td>3,077</td> <td>1.5%</td> <td>23.8%</td> </tr> <tr> <td>退職手当</td> <td>23,828</td> <td>23,865</td> <td>+37</td> <td>+0.2%</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費</td> <td>261,811</td> <td>265,464</td> <td>+3,653</td> <td>+1.4%</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>112,300</td> <td>115,660</td> <td>+3,360</td> <td>+3.0%</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>単独</td> <td>139,510</td> <td>138,410</td> <td>1,100</td> <td>0.8%</td> <td>16.6%</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険関係事業費</td> <td>10,001</td> <td>11,394</td> <td>+1,393</td> <td>+13.9%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>131,496</td> <td>133,796</td> <td>+2,300</td> <td>+1.7%</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>維持補修費</td> <td>9,766</td> <td>9,680</td> <td>86</td> <td>0.9%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>152,328</td> <td>148,151</td> <td>4,177</td> <td>2.7%</td> <td>17.8%</td> </tr> <tr> <td>直轄・補助</td> <td>66,444</td> <td>64,844</td> <td>1,600</td> <td>2.4%</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>単独</td> <td>85,884</td> <td>83,307</td> <td>2,577</td> <td>3.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>公営企業繰出金</td> <td>27,249</td> <td>26,352</td> <td>897</td> <td>3.3%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>企業債償還費</td> <td>18,915</td> <td>18,092</td> <td>823</td> <td>4.4%</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8,334</td> <td>8,260</td> <td>74</td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>特別枠(地方再生対策費)</td> <td>0</td> <td>4,000</td> <td>+4,000</td> <td>皆増</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>水準超経費</td> <td>23,500</td> <td>24,500</td> <td>+1,000</td> <td>+4.3%</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>一般歳出</td> <td>657,350</td> <td>657,626</td> <td>+276</td> <td>+0.0%</td> <td>78.9%</td> </tr> <tr> <td>歳出計</td> <td>831,261</td> <td>834,014</td> <td>+2,753</td> <td>+0.3%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度			増減額	伸率	構成比	地方税	403,728	404,703	+975	+0.2%	48.5%	地方譲与税	7,091	7,027	64	0.9%	0.8%	地方特例交付金等	3,120	4,735	+1,615	+51.8%	0.6%	地方交付税	152,027	154,061	+2,034	+1.3%	18.5%	国庫支出金	101,739	100,831	908	0.9%	12.1%	地方債	96,529	96,055	474	0.5%	11.5%	(うち臨時財政対策債)	26,300	28,332	+2,032	+7.7%	3.4%	使用料・手数料	16,455	16,220	235	1.4%	1.9%	雑収入	50,572	50,382	190	0.4%	6.0%	歳入計	831,261	834,014	+2,753	+0.3%	100%	給与関係経費	225,111	222,071	3,040	1.4%	26.6%	退職手当以外	201,283	198,206	3,077	1.5%	23.8%	退職手当	23,828	23,865	+37	+0.2%	2.9%	一般行政経費	261,811	265,464	+3,653	+1.4%	31.8%	補助	112,300	115,660	+3,360	+3.0%	13.9%	単独	139,510	138,410	1,100	0.8%	16.6%	国民健康保険関係事業費	10,001	11,394	+1,393	+13.9%	1.4%	公債費	131,496	133,796	+2,300	+1.7%	16.0%	維持補修費	9,766	9,680	86	0.9%	1.2%	投資的経費	152,328	148,151	4,177	2.7%	17.8%	直轄・補助	66,444	64,844	1,600	2.4%	7.8%	単独	85,884	83,307	2,577	3.0%	10.0%	公営企業繰出金	27,249	26,352	897	3.3%	3.2%	企業債償還費	18,915	18,092	823	4.4%	2.2%	その他	8,334	8,260	74	0.9%	1.0%	特別枠(地方再生対策費)	0	4,000	+4,000	皆増	0.5%	水準超経費	23,500	24,500	+1,000	+4.3%	2.9%	一般歳出	657,350	657,626	+276	+0.0%	78.9%	歳出計	831,261	834,014	+2,753	+0.3%	100%
	19年度	20年度																																																																																																																																																																																							
		増減額	伸率	構成比																																																																																																																																																																																					
地方税	403,728	404,703	+975	+0.2%	48.5%																																																																																																																																																																																				
地方譲与税	7,091	7,027	64	0.9%	0.8%																																																																																																																																																																																				
地方特例交付金等	3,120	4,735	+1,615	+51.8%	0.6%																																																																																																																																																																																				
地方交付税	152,027	154,061	+2,034	+1.3%	18.5%																																																																																																																																																																																				
国庫支出金	101,739	100,831	908	0.9%	12.1%																																																																																																																																																																																				
地方債	96,529	96,055	474	0.5%	11.5%																																																																																																																																																																																				
(うち臨時財政対策債)	26,300	28,332	+2,032	+7.7%	3.4%																																																																																																																																																																																				
使用料・手数料	16,455	16,220	235	1.4%	1.9%																																																																																																																																																																																				
雑収入	50,572	50,382	190	0.4%	6.0%																																																																																																																																																																																				
歳入計	831,261	834,014	+2,753	+0.3%	100%																																																																																																																																																																																				
給与関係経費	225,111	222,071	3,040	1.4%	26.6%																																																																																																																																																																																				
退職手当以外	201,283	198,206	3,077	1.5%	23.8%																																																																																																																																																																																				
退職手当	23,828	23,865	+37	+0.2%	2.9%																																																																																																																																																																																				
一般行政経費	261,811	265,464	+3,653	+1.4%	31.8%																																																																																																																																																																																				
補助	112,300	115,660	+3,360	+3.0%	13.9%																																																																																																																																																																																				
単独	139,510	138,410	1,100	0.8%	16.6%																																																																																																																																																																																				
国民健康保険関係事業費	10,001	11,394	+1,393	+13.9%	1.4%																																																																																																																																																																																				
公債費	131,496	133,796	+2,300	+1.7%	16.0%																																																																																																																																																																																				
維持補修費	9,766	9,680	86	0.9%	1.2%																																																																																																																																																																																				
投資的経費	152,328	148,151	4,177	2.7%	17.8%																																																																																																																																																																																				
直轄・補助	66,444	64,844	1,600	2.4%	7.8%																																																																																																																																																																																				
単独	85,884	83,307	2,577	3.0%	10.0%																																																																																																																																																																																				
公営企業繰出金	27,249	26,352	897	3.3%	3.2%																																																																																																																																																																																				
企業債償還費	18,915	18,092	823	4.4%	2.2%																																																																																																																																																																																				
その他	8,334	8,260	74	0.9%	1.0%																																																																																																																																																																																				
特別枠(地方再生対策費)	0	4,000	+4,000	皆増	0.5%																																																																																																																																																																																				
水準超経費	23,500	24,500	+1,000	+4.3%	2.9%																																																																																																																																																																																				
一般歳出	657,350	657,626	+276	+0.0%	78.9%																																																																																																																																																																																				
歳出計	831,261	834,014	+2,753	+0.3%	100%																																																																																																																																																																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	国と地方の財政の健全化を進め、また財源における地方の自立性を高め真に地方の自立と責任を確立するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」等を踏まえ、地方歳出の削減努力や地方交付税の制度改革を行い、地方間の税源の偏在等、国税・地方税を通ずる諸課題等について必要に応じて総務省と調整を行った。																																																																																																																																																																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主な)	施政方針演説等 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	年月日 平成 18 年 7 月 7 日	記載事項(抜粋) ...地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。...																																																																																																																																																																																						

の)	平成20年度 予算編成の基本方針	平成 19 年 12 月 4 日	...国・地方の財政状況を踏まえつつ、 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲 を含めた税源配分の見直しの一体的な改 革に向け地方債を含め検討する。...
	第169回国会 総理大臣施政方針演説	平成 20 年1月 18 日	...法人事業税を見直し、地域間の税源 の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、 特に財政の厳しい市町村に重点的に配 分します。今後、税体系の抜本的改革に 結び付けていきたい...

施策名	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営																				
施策の概要	我が国の財政が依然として厳しい状況にあり、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標に向けて、財政構造改革を推進することが重要な課題となっている中で、とりわけ特別会計については、その改革の方向性や結果について国民への説明責任を果たしていく。																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>特別会計改革、「国の財務書類」の作成・公表等、予算書・決算書の見直しなどに積極的に取り組んだことにより、国民への説明責任の向上や財政健全化への貢献が図られたことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国財政が依然として厳しい状況にあり、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標に向けて、公正で効率的かつ透明な財政・会計制度の構築を図るとともに、その適正な運営を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>18年度決算分の省庁別財務書類については、作成作業の効率化に努め、翌会計年度内に公表した(20年3月)。また、20年度予算の作成についても、表示科目の見直しを同時に進めつつ、作成作業の効率化に努め、例年と同時期に国会に提出した(20年1月)。</p> <p>(有効性)</p> <p>「国の財務書類」の公表について、あわせて説明資料を作成・公表することで国民に対する分かりやすい説明に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「国の財務書類」について、引き続き適切な情報開示に努めるとともに、財務書類の作成・公表の早期化のシステム開発に取り組む。また、行革推進法に定められた特別会計改革に引き続き取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別会計の数</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>一般会計への繰入額</td> <td>1.8兆円</td> <td>1.8兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 1-6-2：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況(平成19年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年8月24日</td> <td>国の財務書類(平成17年度決算分)</td> <td>解説資料もあわせて作成</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成18年度省庁別財務書類</td> <td>翌会計年度内に公表</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	特別会計の数	28	28	一般会計への繰入額	1.8兆円	1.8兆円	日付	種類	備考	平成19年8月24日	国の財務書類(平成17年度決算分)	解説資料もあわせて作成	平成20年3月31日	平成18年度省庁別財務書類	翌会計年度内に公表
業績指標	目標値	実績値																			
特別会計の数	28	28																			
一般会計への繰入額	1.8兆円	1.8兆円																			
日付	種類	備考																			
平成19年8月24日	国の財務書類(平成17年度決算分)	解説資料もあわせて作成																			
平成20年3月31日	平成18年度省庁別財務書類	翌会計年度内に公表																			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>国の財務書類の作成・公表等</p> <p>「国の財務書類」については、平成18年度決算分について、説明資料を併せて作成・公表するなど、国民に対する分かりやすい説明に努めた。また、「省庁別財務書類」についても、引き続き、各省庁よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。さらに、財務書類の作成・公表の早期化を図るための「財務書類作成システム」について、平成20年度より開発に着手した。</p> <p>特別会計改革</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「特別会計に関する法律」に定められた、特別会計の統廃合、剰余金・積立金等の活用及び情報開示等の方針に則り、引き続き特別会計改革を実施した。</p> <p>(平成21年度予算額:272百万円[20年度予算額:395百万円])</p>																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なものの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																		
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成18年度から5年間を目途に計画的に推進する。																		

施策名	税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築											
施策の概要	税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制を構築することを目指す。											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>税制調査会において、18年11月の諮問を受け、税制が経済や財政にどのような影響を与えるかという調査・分析が積み重ねられ、その上で、各税目の果たすべき役割を見据えながら、経済社会の構造変化に対応した税体系全体の在り方について総合的な検討が行われた。その結果、19年11月に、中長期的視点から、税制の全体像について基本的な考え方を示した答申(「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」)が取りまとめられた。</p> <p>20年度税制改正において、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、研究開発税制の拡充や中小企業関係税制の充実等といった経済活性化策を講ずるとともに、金融・証券税制、土地・住宅税制等について所要の措置を講じた。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行った。併せて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講じた(関係法律は、国会の審議を経て、20年4月30日に成立し、同日、関係政省令とともに公布・施行された。)</p> <p>また、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、講演会等、様々な媒体を活用し、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>他方、消費税を含む税体系の抜本的な改革の実現には至っていない。これらを総合的に勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築に向けて取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>各府省庁の政策評価の結果を記載した要望書を各府省庁等との議論の材料とすることにより、20年度税制改正の検討を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>20年度税制改正において、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から広範な税目にあつた改正を行うことができた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>我が国の財政事情は極めて厳しい状況にあり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、財政健全化の努力を継続し、将来世代に責任をもった財政運営を行っていく必要がある。引き続き歳出改革を徹底するとともに、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない。このため、累次の政府の方針等を踏まえ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的な改革に取り組む。</p> <p>また、税の意義・役割、税の使途、税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1375 1353 1541"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制ホームページへのアクセス件数</td> <td>増加 (559,011 件)</td> <td>678,641 件</td> </tr> <tr> <td>税制メールマガジン登録者数</td> <td>増加 (18,484 人)</td> <td>20,684 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は18年度の数値</p>			業績指標	目標値	実績値	税制ホームページへのアクセス件数	増加 (559,011 件)	678,641 件	税制メールマガジン登録者数	増加 (18,484 人)	20,684 件
業績指標	目標値	実績値										
税制ホームページへのアクセス件数	増加 (559,011 件)	678,641 件										
税制メールマガジン登録者数	増加 (18,484 人)	20,684 件										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>平成21年度税制改正において、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じる等の改正が行われた。</p> <p>また、平成21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性についての規定が設けられた。</p> <p>税の意義・役割、税の使途、税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とした。</p> <p>(平成21年度予算額:247百万円[20年度予算額:311百万円])</p>											
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)									

<p>針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>第169回国会 総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。</p>
--------------------------	-------------------------------	-------------------------	--

施策名	資産・債務改革の視点を踏まえつつ、政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化								
施策の概要	財政投融资については、資産・債務改革の視点を踏まえつつ、民業補完性や償還確実性の観点から毎年度見直しを行い、必要な事業への資金供給を確保しつつ、対象事業の重点化・効率化を図る。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度財政投融资計画においては、真に必要なニーズに対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図った結果、対前年度比 2.1%の13兆8,689億円となり、ピーク時の3分の1の水準となった。このように目標の達成に向けて成果があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>財政投融资については、資産・債務改革の視点を踏まえつつ、対象事業の重点化・効率化を図る必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要に的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>20年度財政投融资計画において、証券化を着実に実施しつつ、国の重要分野に対しては、産業投資の活用等により重点的に対応することとした。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>資産・債務改革の視点を踏まえつつ、真に必要なニーズに適切に対応するとともに、対象事業の一層の重点化・効率化等を図っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 817 1473 918"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政融資資金貸付金残高の推移</td> <td>減少</td> <td>(19年度末)N.A. (18年度末)209兆円(22兆円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は対前年度末増減。</p>			業績指標	目標値	実績値	財政融資資金貸付金残高の推移	減少	(19年度末)N.A. (18年度末)209兆円(22兆円)
業績指標	目標値	実績値							
財政融資資金貸付金残高の推移	減少	(19年度末)N.A. (18年度末)209兆円(22兆円)							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>平成21年度財政投融资計画を策定するに当たっては、各府省庁・各機関より提出された政策評価を活用しつつ、各事業の民業補完性・償還確実性等を精査するとともに、現下の厳しい経済金融情勢にかんがみ、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応することとした。その結果、平成21年度財政投融资計画の規模は15兆8,632億円、対前年度当初計画比で+14.4%の増加となっている。財政投融资計画残高については、平成21年度末で205.2兆円と、対前年度末比で約 13兆円となる見込みである。</p> <p>平成21年度における財投債の発行予定額の決定に当たっては、財政融資資金の新規貸付け及び回収金等の見込みを十分に精査することにより、真に必要な資金だけを調達することとした。</p> <p>(平成21年度財政投融资特別会計予算額:30,762,212百万円[20年度予算額:40,384,252百万円])</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年7月7日	<p>(資産・債務改革)</p> <p>・ 財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、... 既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現する。</p>						
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年6月 19 日	<p>(資産・債務改革)</p> <p>・ 金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。</p> <p>(平成20年度予算の方向)</p> <p>・ 財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。</p>						

施策名	財政融資資金の適切な管理・運用とディスクロージャーの徹底								
施策の概要	財政融資資金については、ALM(資産・負債総合管理)が重要な課題となっており、また、市場からの信託を維持するため、ディスクロージャーを積極的に行う。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度財政投融資計画の策定において、ALMの適切な実施に努めたほか、政策コスト分析を充実させ将来の政策コストに関するディスクロージャーを行った。実地監査については、関係通達の抜本的改正等を行い監査の透明化・充実等を図った。このように、下記業績指標は未達成だったものの目標達成に向け成果があったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>財政融資資金については、ALMを適切に実施するとともに、市場からの信託を維持するため、ディスクロージャーを積極的に行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>法人等実地監査において、監査事項の標準化を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>法人等実地監査に関する通達の制定、地方公共団体実地監査に関する通達の抜本的改正を行い、手続きの透明化、充実等を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>ALMの適切な実施により運用・調達期間のミスマッチの縮小に努めるとともに、将来の政策コストに関するディスクロージャー等を徹底していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業績指標</th> <th style="text-align: center;">目標値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">財政投融資に関するホームページへのアクセス件数</td> <td style="text-align: center;">330,000 件</td> <td style="text-align: center;">315,720 件</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	財政投融資に関するホームページへのアクセス件数	330,000 件	315,720 件
業績指標	目標値	実績値							
財政投融資に関するホームページへのアクセス件数	330,000 件	315,720 件							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行った。また、ALMについて、財政融資資金の既往貸付金の証券化に対応するシステムの補正を行う等その管理体制の充実を図ること等により、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保した。</p> <p>財政融資資金の資産・負債の状況については、平成20年度においても、財政投融資特別会計の貸借対照表及び損益計算書を作成し、予算及び決算に添付して国会に提出した。</p> <p>また、これらの財務諸表のほか、ディスクロージャー資料「財政投融資リポート」、「財政融資資金月報」等の発行を行った。</p> <p>政策コスト分析については、各財投機関に、事業・施策に係る一定の前提条件を設定して計算させ、これを平成21年度財政投融資計画編成時において償還確実性の確認に活用するとともに、それぞれの財政投融資対象事業に係る将来の政策コストに関するディスクロージャーを行った。</p> <p>実地監査については、各財投機関に対する監査を順次実施した。実地監査の結果については、平成21年度財政投融資計画編成時の審査に活用するとともに、財政投融資対象事業の適正な執行が確保されるよう各財投機関における内部規定の見直し等への活用に努めた。</p> <p>(平成21年度財政投融資特別会計予算額:30,762,212百万円[20年度予算額:40,384,252百万円])</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	-	-	-						

<p>施策名</p>	<p>国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>国有財産については、その有効活用を図る観点から、適正かつ効率的な管理、処分を行うとともに、積極的に情報公開・発信に努める。</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>19年度においては、未利用国有地等の売却促進を図るため、入札の実施、多様な売却手法の活用、手続きの明確化等を行った。また、下記業績指標の一部は未達成だったものの、未利用国有地等について、ストックに占める売却困難な財産の割合が上昇している中、交換制度や多様な売却手法による売却促進に取り組んだ結果、当初計画を上回る一般競争入札を実施したこと等、適正かつ効率的な管理、処分と積極的な情報開示を着実に実施していることから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>国有財産については、その有効活用を図る観点から、適正かつ効率的な管理、処分を行うとともに、積極的に情報公開・発信に努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>普通財産の管理処分事務につき、会計法令により国自らが行われなければならない事務等を除き全て受託業者に発注した。</p> <p>(有効性)</p> <p>ホームページの利便性や操作性の向上を図り、売却可能なすべての国有地について、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き未利用国有地の処分可能性についての点検を実施し、売却促進を図る必要がある。その際、電子入札の周知徹底にも努める。また、外部委託も積極的に活用する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 884 1407 1375"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地監査結果</td> <td>100%</td> <td>100.2%</td> </tr> <tr> <td>未利用国有地等の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移</td> <td>100%</td> <td>100.7%</td> </tr> <tr> <td>未利用国有地等に関する電子入札利用件数</td> <td>増加 (16件)</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>物納財産を引受け後、1年以内に入札に付した割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況</td> <td>100.0%</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>旧里道・旧水路等の売却事務処理状況</td> <td>向上 (81.7%)</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>国有財産に関する相談、照会の処理状況</td> <td>向上 (99.5%)</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>国有財産情報公開システムへのアクセス件数</td> <td>250,000件</td> <td>254,933件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は18年度の数値</p>	業績指標	目標値	実績値	実地監査結果	100%	100.2%	未利用国有地等の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移	100%	100.7%	未利用国有地等に関する電子入札利用件数	増加 (16件)	8件	物納財産を引受け後、1年以内に入札に付した割合	100%	100%	財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況	100.0%	98.0%	旧里道・旧水路等の売却事務処理状況	向上 (81.7%)	88.2%	国有財産に関する相談、照会の処理状況	向上 (99.5%)	99.6%	国有財産情報公開システムへのアクセス件数	250,000件	254,933件
業績指標	目標値	実績値																										
実地監査結果	100%	100.2%																										
未利用国有地等の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移	100%	100.7%																										
未利用国有地等に関する電子入札利用件数	増加 (16件)	8件																										
物納財産を引受け後、1年以内に入札に付した割合	100%	100%																										
財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況	100.0%	98.0%																										
旧里道・旧水路等の売却事務処理状況	向上 (81.7%)	88.2%																										
国有財産に関する相談、照会の処理状況	向上 (99.5%)	99.6%																										
国有財産情報公開システムへのアクセス件数	250,000件	254,933件																										
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>行政財産等の監査</p> <p>各省各庁が所管する行政財産(土地)について、使用状況、建物の経年状況及び効率化のための整備コストを調査し、効率的な使用を推進する必要があると認められる財産について処理計画を策定する「行政財産(土地)の使用状況実態監査」を実施した。更に各省各庁が所管する普通財産のうち、未利用国有地について「各省各庁所管普通財産実態監査」を実施し、処理の促進に努めた。</p> <p>既存庁舎等の効率的な使用の推進</p> <p>既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整を積極的に行った。</p> <p>また、東京23区内外の庁舎について、20年6月に「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」においてとりまとめられた移転・再配置計画の着実な実施に努めた。</p> <p>未利用国有地の処分可能性についての点検の実施</p> <p>宅地又は宅地見込地の未利用国有地について、物納引受等により新たに発生したものも含め、引き続き一件別に点検を行い、売却等の処理状況の把握と区分の見直しを行った。</p> <p>未利用国有地等の売却促進</p> <p>未利用国有地等については、引き続き交換制度の活用を図ったほか、入札参加者の拡大を図るため、電子入札の周知に努めることなどにより、引き続き売却促進を図った。</p> <p>また、平成19年度末時点における速やかに売却可能な国有地については、地方公共団体等への売却予定分等を除き、全て入札に付した。更に、新規に引き受けた売却可能な物納財産についても1年以内に入札に付すこととした。このほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な国有地については、引き続き問題解消に向けた折衝等を行い、売却可能な状態に移行させることにより、入札に付すように努めた。</p> <p>なお、電子入札の利用件数が計画に達しなかった原因を踏まえ、パンフレットを作成し広報を行う</p>																											

	<p>等、電子入札システムの周知徹底を図り、利用件数の増加に努めた。</p> <p>国有財産の管理処分事務の外部委託 一般競争入札、旧里道・旧水路及び権利付財産の管理処分、地方公共団体への売払い等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務については、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化を推進する観点から、引き続き外部委託の活用を積極的に実施した。</p> <p>なお、合同宿舍の施設改修工事にかかる監理業務については、監理業務の一括発注を行うことや、特に年度末に改修工事が集中しないよう計画的発注を行うこと等により、外部委託の積極的な活用に一層努めた。</p> <p>旧里道・旧水路の迅速な事務処理 旧里道・旧水路等の売却事務については、売却の申請書を受理してから売却価格を通知するまでの適正かつ迅速な処理に努めた。</p> <p>国有財産に関する情報提供の拡充 国有財産の各種統計や処分状況等の情報について、冊子を発行するとともに、ホームページ(国有財産情報公開システム等)の充実を図り、引き続き、売却可能なすべての国有地については、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面といった国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めた。</p>		
	(平成21年度予算額:11,366百万円[20年度予算額:11,635百万円])		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成 18 年7月7日	国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年6月 19 日	国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化を行う。
	日本経済の進路と戦略	平成 20 年1月 18 日	...、国有財産の売却を始めとする資産債務改革(売却等に民間提案を活かす入札の仕組みの導入等)、...に取り組む。

施策名	庁舎及び宿舍の有効活用の推進								
施策の概要	庁舎等については、国有財産の有効活用を図る観点から府省庁横断的な入替調整を行う。併せて宿舍の設置・管理に当たっては民間の創意工夫の活用等に努める。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>各省庁からの20年度要求を整備の必要性、緊急性等に基づき審査して特定国有財産整備計画を採択し、また、19年度においては4宿舍についてPFI方式を活用することとした。更に、19年6月に「国有財産の有効活用に関する報告書」を取りまとめ、移転・再配置計画を策定し、その実現に向けて特定国有財産整備計画に盛り込んだこと等から、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>庁舎等については、国有財産の有効活用を図る観点から、府省庁横断的な入替調整を行うとともに、宿舍の設置・管理に当たっては民間の創意工夫の活用等に努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>コスト削減、施設整備の効率化の観点からPFI方式を活用し、4宿舍について事業契約を締結した。</p> <p>(有効性)</p> <p>「国有財産の有効活用に関する報告書」を取りまとめ、東京23区内に加え、23区以外の宿舍についても移転・再配置計画を策定した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>有識者会議の検討、「国有財産の有効活用に関する報告書」等を踏まえ、引き続き庁舎・宿舍の有効活用に取り組む必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京23区内に所在する宿舍の移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数</td> <td>61箇所</td> <td>63箇所</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	東京23区内に所在する宿舍の移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数	61箇所	63箇所
業績指標	目標値	実績値							
東京23区内に所在する宿舍の移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数	61箇所	63箇所							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>庁舎</p> <p>既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行った。</p> <p>また、東京23区内外の庁舎について、20年6月に「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」においてとりまとめられた移転・再配置計画の着実な実施に努めた。</p> <p>宿舍</p> <p>東京23区内外の宿舍について、20年6月に「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」においてとりまとめられた移転・再配置計画の着実な実施に努めた。</p> <p>(平成21年度特定国有財産整備特別会計予算額:64,428百万円[20年度予算額:95,575百万円]) (平成21年度予算額:22,097百万円[20年度予算額:22,867百万円])</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。						
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化を行う。						
	日本経済の進路と戦略	平成20年1月18日	...、国有財産の売却を始めとする資産債務改革(売却等に民間提案を活かす入札の仕組みの導入等)、...に取り組む。						

施策名	国庫金の正確で効率的な管理																	
施策の概要	国庫金については、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行い、その正確で効率的な管理を行う。																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>19年度においては、各省庁等との情報伝達環境の整備を進めるとともに、更なる国庫金受入・支払の調整を行うなど、国庫金の効率的な管理に努めた。特に国内指定預金の平均残高を約5,000億円削減し、更に、2か月物よりも償還期間が短い政府短期証券を国庫内引受により発行してよりきめ細かい資金繰りを行った。併せて、下記業績指標を全て達成する等の成果があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>国庫金については、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行い、その正確で効率的な管理を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を行い、財務省証券の発行を抑制した。</p> <p>(有効性)</p> <p>2か月物よりも償還期間が短い政府短期証券を国庫内引受により発行し、財務省証券の平均残高増加の抑制を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整、特別会計等への無利子貸付を行い、可能な限り政府預金(国内指定預金(一般口))の残高の抑制に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内指定預金(一般口)の平均残高の推移</td> <td>前年度と同程度の水準 (18,256 億円)</td> <td>13,496 億円</td> </tr> <tr> <td>一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>財政資金対民間収支のホームページへのアクセス件数</td> <td>45,000 件</td> <td>52,096 件</td> </tr> <tr> <td>国庫金管理レポートのホームページへのアクセス件数</td> <td>20,000 件</td> <td>22,775 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は18年度の数値</p>			業績指標	目標値	実績値	国内指定預金(一般口)の平均残高の推移	前年度と同程度の水準 (18,256 億円)	13,496 億円	一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果	0 円	0 円	財政資金対民間収支のホームページへのアクセス件数	45,000 件	52,096 件	国庫金管理レポートのホームページへのアクセス件数	20,000 件	22,775 件
業績指標	目標値	実績値																
国内指定預金(一般口)の平均残高の推移	前年度と同程度の水準 (18,256 億円)	13,496 億円																
一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果	0 円	0 円																
財政資金対民間収支のホームページへのアクセス件数	45,000 件	52,096 件																
国庫金管理レポートのホームページへのアクセス件数	20,000 件	22,775 件																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>確実な資金繰りを確保しつつ、以下の方策により、可能な限り政府預金(国内指定預金(一般口))の残高の抑制に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り国庫に留まる現金を抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を一層推進した。 また、こうした調整を行った上で国庫に余裕が生じている場合、引き続き現金不足の会計等に無利子で貸付けを行い、当該特別会計等の利子負担を軽減した。 <p>国庫の状況に関するホームページの構成等を見直すことにより、その内容の充実を図った。</p> <p>国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>(平成21年度予算額:58百万円[20年度予算額:62百万円])</p>																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)															
	-	-	-															

施策名	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制																								
施策の概要	今後も大量の国債発行が見込まれる中、 確実かつ円滑な国債発行による財政資金の確実な調達、中長期的な調達コストの抑制、という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営する。																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向等の変化を踏まえ、19年度国債発行計画の適切な見直しを行った。また20年度国債発行計画についても、短期から超長期まで、バランスの取れた発行額を設定した。併せて、下記業績指標を全て達成する等の成果があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>今後も大量の国債発行が見込まれる中、 確実かつ円滑な国債発行による財政資金の確実な調達、中長期的な調達コストの抑制、という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>関係部局と調整し、20年度から、利付国債について、原則的に入札日から3営業日後に発行することとした。</p> <p>(有効性)</p> <p>長期運用ニーズ対応のため、40年債を初めて発行し、20年度国債発行計画では増額・定期発行することとした。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>これまでと同様、短期から超長期までバランスの取れた発行額が設定された国債発行計画を発表する必要があり、適切な債務管理、国債市場の流動性維持・向上、保有者層の多様化についても引き続き取り組んでいく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 936 1457 1384"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)</td> <td>100.0%</td> <td>N.A.</td> </tr> <tr> <td>所定の時期に入札予定の公表を行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計</td> <td>1,800,000 件</td> <td>2,206,668 件</td> </tr> <tr> <td>国債の認知度</td> <td>向上 (86.9%)</td> <td>96.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は18年度の数値</p>	業績指標	目標値	実績値	必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)	100.0%	N.A.	所定の時期に入札予定の公表を行った割合	100.0%	100.0%	所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合	100.0%	100.0%	入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合	100.0%	100.0%	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	100.0%	100.0%	国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計	1,800,000 件	2,206,668 件	国債の認知度	向上 (86.9%)	96.9%
業績指標	目標値	実績値																							
必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)	100.0%	N.A.																							
所定の時期に入札予定の公表を行った割合	100.0%	100.0%																							
所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合	100.0%	100.0%																							
入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合	100.0%	100.0%																							
「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	100.0%	100.0%																							
国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計	1,800,000 件	2,206,668 件																							
国債の認知度	向上 (86.9%)	96.9%																							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定する必要がある。</p> <p>20年度においては、世界的な金融危機等に対応するため数次にわたり機動的かつ柔軟に国債発行計画を見直したほか、保険・年金などの機関投資家の長期運用ニーズに対応するため、40年債について増額して定期発行を開始した。</p> <p>適切な債務管理</p> <p>財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入金を財源として、既発国債を買入消却することにより、国債残高を圧縮し、利払費の抑制を図るとともに、今後の借換債発行額の圧縮・平準化を行った。</p> <p>国債市場の流動性維持・向上</p> <p>保険・年金等の機関投資家の長期運用のニーズ等に応えるため、利付債のストリップス化(元利分離化)を促進する観点から、ストリップス化が円滑に行われるまでの時限的措置として、ストリップス債の利札(分離利息振替国債)を対象とした買入消却を実施した。</p> <p>流動性供給入札については月1,000億円～3,000億円規模で通年実施し、その目的をこれまでの「構造的に流動性が低下しているゾーンの流動性向上」から、「構造的に流動性が低下している銘柄の流動性向上」に拡大し、対象ゾーンについても大幅に拡張した。</p> <p>保有者層の多様化</p> <p>個人投資家については、引き続き国債トップリテラー会議の開催、取扱機関の販売ランキングの公表、地方の財務局とも協力した個人へのPRの強化等の販売促進策に取り組んだほか、新型窓口販売方式の募集取扱機関の拡大に努めた。</p> <p>海外投資家については、引き続き北米、中東、アジア・大洋州、欧州において5回にわたり海外IRを実施したほか、Government Borrowers Forum(公的債務管理者会合)を世界銀行との共催により東京</p>																								

	<p>で開催する等、諸外国の国債管理当局等との対話を強化し、海外の日本国債市場に対する見方や諸外国の国債管理政策に関する制度・慣行等に関する理解を深め、海外投資家のニーズに、より合致した国債管理政策を行っていくことに努めた。</p>		
	<p>(平成21年度国債整理基金特別会計予算額: 171,293,490百万円[20年度予算額: 181,798,816百万円]) (平成21年度一般会計予算額: 20,243,958百万円[20年度予算額: 20,163,362百万円])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会 財務大臣財政演説	平成 20 年 1 月 18 日	国債発行に当たっては、安定消化とともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ・動向等を踏まえた発行に取り組んでまいります。

施策名	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止											
施策の概要	通貨に対する信頼を維持するため、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止に取り組む。											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>19年度においても適正な貨幣発行を行った。また、国内外の関係機関との連絡を密にし、偽造防止技術の向上を図る等、通貨の偽造・変造防止の環境整備を行った。併せて、下記業績指標を全て達成する等の成果があったこと等から、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>通貨に対する信頼を維持するため、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止に取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>地金の売払いに関し、機動性を高めるため上半期・下半期に分けて売払い計画を策定・公表し、入札の効率化を図るため、20年度から電子入札を開始できるようにした。</p> <p>(有効性)</p> <p>政府広報において通貨偽造に関する注意喚起のための広報を行った他、通貨偽造に関するポスターを新たに作成し、金融機関等へ配付し、広報に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも独立行政法人国立印刷局・造幣局、国内外の通貨当局等との連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地金の売払い計画及び入札実施の推移</td> <td>100.0%</td> <td>116.8%</td> </tr> <tr> <td>地金の売払いに関する情報のホームページへのアクセス件数</td> <td>29,000 件</td> <td>29,261 件</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	地金の売払い計画及び入札実施の推移	100.0%	116.8%	地金の売払いに関する情報のホームページへのアクセス件数	29,000 件	29,261 件
業績指標	目標値	実績値										
地金の売払い計画及び入札実施の推移	100.0%	116.8%										
地金の売払いに関する情報のホームページへのアクセス件数	29,000 件	29,261 件										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、その防止については、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、重点的に進める施策として位置付け、引き続き、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p> <p>偽造防止技術の向上のため、記念貨幣のうち、日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住100周年記念貨幣については、異形斜めギザを採用し、発行した。また、地方自治法施行60周年記念500円貨幣については、異形斜めギザに加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド(二色三層構造)」を我が国で初めて採用し、発行した。</p> <p>(平成21年度予算額:16,299百万円[20年度予算額:17,240百万円])</p>											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)									
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」等に基づき地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。									
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月 18 日	...関係業界との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境整備を進める...									

施策名	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理																																														
施策の概要	金融関連法令のうち金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものの企画・立案については、財務省と金融庁等との共管となっており、その制定・改廃、調査等を行っている。例えば、預金保険機構、投資者保護基金等については、財務省と金融庁との共管で監督を行っている。																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>米国のサブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場の混乱の中、主要行等及び地域銀行の自己資本比率は昨年と比べ減少しているが、他方で不良債権比率は低下するなど、金融システムの健全性は維持されている。また、セーフティネットとしての政府保証枠を適切に設定するとともに公的資金の回収も着実に進んだことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融庁等関係機関と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>公的資金の回収について、国民負担の回避といった観点から回収に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、預金保険法等の法令に基づき適切な制度の運営や政府保証枠の適切な設定に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 4-2-2: 資本増強額の状況(残高、返済額) (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法</th> <th>平成 15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧金融安定化法</td> <td>6,660</td> <td>4,420</td> <td>2,220</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>早期健全化法</td> <td>76,833</td> <td>65,087</td> <td>45,593</td> <td>14,789</td> <td>13,419</td> </tr> <tr> <td>預金保険法 (102条1項1号措置)</td> <td>19,600</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> </tr> <tr> <td>組織再編法</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>金融機能強化法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>405</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>返済額 (年度ごと)</td> <td>9,470</td> <td>14,013</td> <td>21,694</td> <td>31,124</td> <td>1,370</td> </tr> </tbody> </table>					根拠法	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	旧金融安定化法	6,660	4,420	2,220	1,900	1,900	早期健全化法	76,833	65,087	45,593	14,789	13,419	預金保険法 (102条1項1号措置)	19,600	19,573	19,573	19,573	19,573	組織再編法	60	60	60	60	60	金融機能強化法	-	-	-	405	405	返済額 (年度ごと)	9,470	14,013	21,694	31,124	1,370
根拠法	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度																																										
旧金融安定化法	6,660	4,420	2,220	1,900	1,900																																										
早期健全化法	76,833	65,087	45,593	14,789	13,419																																										
預金保険法 (102条1項1号措置)	19,600	19,573	19,573	19,573	19,573																																										
組織再編法	60	60	60	60	60																																										
金融機能強化法	-	-	-	405	405																																										
返済額 (年度ごと)	9,470	14,013	21,694	31,124	1,370																																										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>平成20年度は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機能強化法の改正を行うとともに、金融機関に対する国の資本参加決定に際し、同意を行った。また、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者のセーフティネットの確保の観点から、生命保険会社の負担を基本とした上で、平成21年度以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引続き可能とするため、保険業法の改正を行った。なお、平成20年度は、合計4,462億円の公的資金を回収した。</p> <p>また、金融制度のあり方全般について審議する場としての金融審議会に引き続き参画したほか、金融危機管理等に係る政策判断の分析の参考とするため、省内の関係各課等と連携しつつ金融市場等を注視し、その動向分析を行った。</p> <p>預金保険機構等に対する平成21年度の政府保証枠については、金融機関等をめぐる情勢の変化や公的資金の回収状況等を踏まえ、適切な規模の政府保証枠を設定し、また当該機構等に対し、予算・資金計画の策定及び借入残高の管理、平成21年度予算及び資金計画の認可並びに資金借入の認可審査により適切な監督を行った。</p> <p>(平成21年度予算額:12百万円[20年度予算額:11百万円])</p>																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	-	-	-																																												

施策名	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等																																																																							
施策の概要	関税政策の企画・立案に際しては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国際産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。																																																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度関税改正においては、国際競争力強化のため、AEO制度に係る特例措置や対象者の拡充及び臨時開庁制度の見直し等を行うとともに、税関における水際取締りの充実のため、知的財産侵害物品等の水際取締りの強化等の改正を行った。また、国際競争力強化及び利用者の利便性向上に資するとの観点から、輸出入等関連情報処理システムを一体的に運営出来るように措置すること及び(独)通関情報処理センターの民営化(特殊会社化)等の内容を盛り込んだ法律案を20年2月1日に通常国会に提出した(20年5月成立)。</p> <p>さらに、特殊関税については、韓国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税期間や米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限の延長等を行った。</p> <p>関税改正に当たっては、関税・外国為替等審議会や各種官民協議会等での意見を踏まえるなど、内外の経済情勢や国民のニーズの把握に努め、適切な関税制度の改善を行ったとともに、特殊関税についても、国際ルール及び国内法に基づき、透明かつ公平、厳正に対処したため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>関税制度の改善等に当たっては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>20年度関税改正に当たり、要望を受ける際に客観的情報等の提示を求めるとともに、各府省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努め、その結果を適切に関税改正に反映するなど、効率的な事務運営に努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>20年度関税改正においては、各府省庁や経済団体等からの要望等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況等の客観的なデータの収集を行い、改正作業に活用した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも、内外事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善、国際ルール及び国内法令に基づいた特殊関税制度の透明かつ公平、厳正な運用を引き続き推進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 5-1-1: 輸出入許可・承認件数の推移 (単位: 万件)</p> <table border="1" data-bbox="336 1249 1501 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年</th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出許可件数</td> <td>1,234</td> <td>1,354</td> <td>1,413</td> <td>1,474</td> <td>1,507</td> </tr> <tr> <td>輸入許可・承認件数</td> <td>1,439</td> <td>1,599</td> <td>1,704</td> <td>1,753</td> <td>1,767</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 5-1-2: 設定税目数及び実行税目数の推移 (単位: 税目数)</p> <table border="1" data-bbox="336 1384 1501 1554"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>平成15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設定税目数</td> <td rowspan="2">国定税率</td> <td>基本税率</td> <td>7,159</td> <td>7,159</td> <td>7,159</td> <td>7,161</td> <td>7,022</td> </tr> <tr> <td>暫定税率</td> <td>433</td> <td>437</td> <td>436</td> <td>431</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td colspan="2">協定税率</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> </tr> <tr> <td colspan="3">実行税目数</td> <td>7,283</td> <td>7,284</td> <td>7,284</td> <td>7,281</td> <td>7,299</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 5-1-3: 特恵関税を適用した輸入額 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="336 1585 1501 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入額</td> <td>17,499</td> <td>18,987</td> <td>20,989</td> <td>22,659</td> <td>23,909</td> </tr> </tbody> </table>						平成15年	16年	17年	18年	19年	輸出許可件数	1,234	1,354	1,413	1,474	1,507	輸入許可・承認件数	1,439	1,599	1,704	1,753	1,767				平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	設定税目数	国定税率	基本税率	7,159	7,159	7,159	7,161	7,022	暫定税率	433	437	436	431	427	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550	実行税目数			7,283	7,284	7,284	7,281	7,299		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	輸入額	17,499	18,987	20,989	22,659	23,909
	平成15年	16年	17年	18年	19年																																																																			
輸出許可件数	1,234	1,354	1,413	1,474	1,507																																																																			
輸入許可・承認件数	1,439	1,599	1,704	1,753	1,767																																																																			
			平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																	
設定税目数	国定税率	基本税率	7,159	7,159	7,159	7,161	7,022																																																																	
		暫定税率	433	437	436	431	427																																																																	
	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550																																																																	
実行税目数			7,283	7,284	7,284	7,281	7,299																																																																	
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																			
輸入額	17,499	18,987	20,989	22,659	23,909																																																																			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>関税率や関税制度の改正については、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関税改正要望について関係府省庁等との協議を十分に尽くし、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう、適切に対応した。</p> <p>また、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論や各府省庁等からの要望を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、関税改正作業を行った。</p> <p>特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されているが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用した。</p> <p>(平成21年度予算額:538百万円[20年度予算額:1,430百万円])</p>																																																																							
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																					

針演説等内閣の 重要政策(主なもの)	第169回国会 総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	日本の空の自由化や貿易手続の効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。
	第169回国会 財務大臣財政演説	平成 20 年 1 月 18 日	国際競争力強化のための通関制度改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしてまいります。
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	オープンな国づくりに向けて「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。

施策名	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進																						
施策の概要	WTO(世界貿易機関)におけるドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組むとともに、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA(経済連携協定)交渉も積極的に推進していく。また、様々な地域協力・国際機関等での税関分野に係る取組についても積極的に取り組んでいく。																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成19年1月に再開されたWTOドーハ・ラウンド交渉については、関係省庁と協力しつつ交渉の早期妥結に向け取り組み、同年7月に発出された農業分野等の交渉議長テキスト等を基に交渉を行った。EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、チリ、タイとの間のEPA及びシンガポールとの間の改正議定書発効、ブルネイ、インドネシアとの協定署名、ASEAN全体との交渉妥結などの進展があった。また、EPA発効後の円滑な協定運用に努めた。</p> <p>更に、税関手続等の国際的調和については、米国、ニュージーランド等とAEO相互認証協議を推進するとともに、我が国が主催したASEM関税局長・長官会合において安全かつ円滑な貿易について議論するなど様々な枠組みにおいて積極的に貢献した。</p> <p>上記のように大きな成果や進展があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>世界経済の確実かつ持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉及びEPA交渉について積極的に推進していくとともに、税関手続等の国際的調和についても、その実現に努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>WTO交渉、EPA交渉等への取組を効率的に進めるため、関係省庁との連携を図りつつ、政府一体となって取り組んだ。</p> <p>(有効性)</p> <p>政府の基本方針を踏まえ、WTO交渉に積極的に取り組むとともに、EPA交渉を推進した。更に、AEO相互認証協議を推進するなど税関手続等の国際的調和に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPA交渉については、政府の基本方針に基づき、今後ともその推進に取り組んでいく必要がある。また、AEO相互認証協議等を通じた税関手続等の国際的調和についても引き続き重点的に取り組む必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 5-2-1:関係国際会議における活動状況 (単位:回)</p> <table border="1" data-bbox="347 1167 1489 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出席回数</td> <td>27</td> <td>41</td> <td>34</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 総 5-8:地域貿易協定の年次別推移</p> <table border="1" data-bbox="347 1283 1489 1366"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成4年</th> <th>9年</th> <th>14年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域貿易協定の数(累計)</td> <td>25</td> <td>36</td> <td>78</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	出席回数	27	41	34	46	50		平成4年	9年	14年	19年	地域貿易協定の数(累計)	25	36	78	138
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																		
出席回数	27	41	34	46	50																		
	平成4年	9年	14年	19年																			
地域貿易協定の数(累計)	25	36	78	138																			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>イ WTOにおける取組</p> <p>WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、全力で取り組んだ。</p> <p>貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、交渉を推進した。</p> <p>ロ EPAにおける取組</p> <p>EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、「経済財政改革の基本方針2008」等に基づき、積極的に進めた。</p> <p>税関分野における手続等の国際的調和の推進</p> <p>イ EPAにおける取組</p> <p>EPAにおいては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んだ。</p> <p>ロ 国際的な枠組みにおける取組</p> <p>WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、交渉を推進した。</p> <p>WCOにおいては、「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励した。また、知的財産侵害物品の水際取締りのための国際的な基準の正式採択に向けての検討に取り組んだ。更に、AEO制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、主要貿易国である米国、EU等との間で相互認証の早期合意に向けて積極的に協議を推進した。</p> <p>ハ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、「HS条約の採用」及び「通関所要時間調査の実施」について、調整国として</p>																						

	<p>その実施及び技術協力等で取り組む等の貢献を行った。 ASEMにおいては、税関作業部会の場合等を通じ、税関手続の国際的調和に取り組んだ。</p> <p>二 税関当局間の情報交換等に関する取組 社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、税関相互支援協定等の締結に向け取り組んだ。</p>		
	(平成21年度予算額:138百万円[20年度予算額:40百万円])		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会 総理大臣施政方針演説	平成 20 年1月 18 日	世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。
	第169回国会 財務大臣財政演説	平成 20 年1月 18 日	本年のサミット議長国として、G7、アジア諸国、国際機関等と協力を進めていくとともに、WTOを中核とする多角的自由貿易体制の強化及び経済連携協定の積極的な推進、国際競争力強化のための通関制度の改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしてまいります。
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年6月 19 日	WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。 EPAについて締結国数、質ともに充実させる。

施策名	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上																																																
施策の概要	経済のグローバル化・物流の高度化等が進展する中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たり、「税」「関」及び「貿易円滑化」の3点につき、三位一体で効果的に取り組んでいく。																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 我が国の国際競争力強化及び利用者の利便性向上を図る観点から、平成20年度関税改正において、AEO制度の拡充や臨時開庁制度の見直し等を行ったほか、制度内容の積極的な周知等に努め、15個ある業績指標のうち、13の指標で達成あるいは達成に向けて前年度を上回る進展があったことから、これらを総合的に勘案し、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 経済のグローバル化・物流の高度化等が進展する中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、納税環境の整備等を図り、関税等の適正な賦課及び徴収を確保する必要がある。また、取締態勢の整備及び一層効果的な水際取締りを行う必要がある。更に、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現することで、利用者の利便性の向上に努める必要がある。</p> <p>(効率性) 税関手続の改善を行ったほか、システム処理率が高い水準で維持されるなど、制度とシステム双方のバランスがとれた施策を実施するとともに、事前情報を活用する等効率的な水際取締りに努めた。</p> <p>(有効性) ① ホームページによるタイムリーな情報提供や、税関相談への的確な対応のための職員の法令知識等の充実、事前教示の適切な日程管理等を着実に実施し、改善が図られている。 ② 重点的な審査・検査の実施、検査機器の有効活用、夜間・休日等における通関体制の円滑な実施等により、迅速な通関が確保されている。また、的確なシステム処理が行われている。 ③ 不正薬物の水際押収量を前年から向上させた。</p> <p>(反映の方向性) AEO制度については、制度の活用が一層なされるよう既存制度の改善に努めるとともに、対象事業者の拡大などを進める。また、社会悪物品等の水際取締りについては、引き続き情報を活用したリスクの高い貨物に対象を絞り込んだ重点的な取締りを行っていく。更に、平成20年10月に、申請画面や業務コードの統一などの機能や利便性を向上させた次世代シングルウィンドウを稼働させるとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的運営を行っていく。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の設立へ向けた準備を着実に進めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="304 1137 1511 1749"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前教示に一定期間内で回答した割合</td> <td>文書 97%、口頭 99.9%、 平均処理日数 16 日</td> <td>文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 15.3 日</td> </tr> <tr> <td>不正薬物の水際押収量の割合(過去 5 年間)</td> <td>向上(14~18 年 81.8%)</td> <td>80.4%(15~19 年)</td> </tr> <tr> <td>事前選定による検査指数</td> <td>118</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>大型X線検査装置による検査指数</td> <td>105</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合</td> <td>向上(18 年 14.6%)</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>大型監視艇の増配備による取締りの強化</td> <td>到達割合 100%、出動回数 100 回</td> <td>到達割合 100%、出動回数 126 回</td> </tr> <tr> <td>簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数)</td> <td>60 者</td> <td>56 者</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)</td> <td>50 者</td> <td>100 者</td> </tr> <tr> <td>輸出入通関における利用者満足度</td> <td>輸出入者 30%、通関業者 40%</td> <td>輸出入者数 23.2%、通関業者 30.4%</td> </tr> <tr> <td>税関ホームページへのアクセス状況</td> <td>アクセス件数 154,000,000 件 訪問者数 1,370,000 件</td> <td>アクセス件数 118,858,615 件 訪問者数 1,621,654 件</td> </tr> <tr> <td>輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、簡易申告制度、特定輸出申告制度、執務時間外における通関)</td> <td>70%、70%、80%、80%、 70%、90%</td> <td>69.8%、60.2%、73.3%、79.0%、 68.4%、88.3%</td> </tr> <tr> <td>密輸取締り活動に関する認知度</td> <td>80%</td> <td>76.9%</td> </tr> <tr> <td>税関相談に即日に対応した割合</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>税関相談についての利用者満足度</td> <td>50%</td> <td>51.3%</td> </tr> <tr> <td>カスタムスアンサー利用件数</td> <td>175,000 件</td> <td>172,921 件</td> </tr> </tbody> </table>	業績指標	目標値	実績値	事前教示に一定期間内で回答した割合	文書 97%、口頭 99.9%、 平均処理日数 16 日	文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 15.3 日	不正薬物の水際押収量の割合(過去 5 年間)	向上(14~18 年 81.8%)	80.4%(15~19 年)	事前選定による検査指数	118	168	大型X線検査装置による検査指数	105	106	密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合	向上(18 年 14.6%)	14.2%	大型監視艇の増配備による取締りの強化	到達割合 100%、出動回数 100 回	到達割合 100%、出動回数 126 回	簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数)	60 者	56 者	特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)	50 者	100 者	輸出入通関における利用者満足度	輸出入者 30%、通関業者 40%	輸出入者数 23.2%、通関業者 30.4%	税関ホームページへのアクセス状況	アクセス件数 154,000,000 件 訪問者数 1,370,000 件	アクセス件数 118,858,615 件 訪問者数 1,621,654 件	輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、簡易申告制度、特定輸出申告制度、執務時間外における通関)	70%、70%、80%、80%、 70%、90%	69.8%、60.2%、73.3%、79.0%、 68.4%、88.3%	密輸取締り活動に関する認知度	80%	76.9%	税関相談に即日に対応した割合	99.9%	99.9%	税関相談についての利用者満足度	50%	51.3%	カスタムスアンサー利用件数	175,000 件	172,921 件
業績指標	目標値	実績値																																															
事前教示に一定期間内で回答した割合	文書 97%、口頭 99.9%、 平均処理日数 16 日	文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 15.3 日																																															
不正薬物の水際押収量の割合(過去 5 年間)	向上(14~18 年 81.8%)	80.4%(15~19 年)																																															
事前選定による検査指数	118	168																																															
大型X線検査装置による検査指数	105	106																																															
密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合	向上(18 年 14.6%)	14.2%																																															
大型監視艇の増配備による取締りの強化	到達割合 100%、出動回数 100 回	到達割合 100%、出動回数 126 回																																															
簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数)	60 者	56 者																																															
特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)	50 者	100 者																																															
輸出入通関における利用者満足度	輸出入者 30%、通関業者 40%	輸出入者数 23.2%、通関業者 30.4%																																															
税関ホームページへのアクセス状況	アクセス件数 154,000,000 件 訪問者数 1,370,000 件	アクセス件数 118,858,615 件 訪問者数 1,621,654 件																																															
輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、簡易申告制度、特定輸出申告制度、執務時間外における通関)	70%、70%、80%、80%、 70%、90%	69.8%、60.2%、73.3%、79.0%、 68.4%、88.3%																																															
密輸取締り活動に関する認知度	80%	76.9%																																															
税関相談に即日に対応した割合	99.9%	99.9%																																															
税関相談についての利用者満足度	50%	51.3%																																															
カスタムスアンサー利用件数	175,000 件	172,921 件																																															

政策評価の結果の政策への反映状況

- ① 関税等の適正な賦課及び徴収
 - イ 通関審査及び事後調査の的確な実施
通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、研修等を通じて通関部門職員の関係法令や商品等に対する知識向上に努めた。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めた。
平成20年度においても、原産地認定事務、関税分類・分析事務、関税評価事務等の専門性のより高い業務の充実を引き続き図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう業務運営を行った。
 - ロ 通関業者に対する指導・監督
適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実を努めた。また、平成20年4月に導入した通関業者に係るAEO制度である認定通関業者制度を適切に運用することにより、通関業者のコンプライアンス(法令遵守)体制の一層の充実を図った。
 - ハ 事前教示制度
文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリットを丁寧に周知するほか、その対応にあたり全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組んだ。
 - ニ 保税制度の適切な運用
保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めた。また、特定保税承認制度等を適切に運用することにより、保税制度の適切な運用を図った。
- ② 社会悪物品等の密輸阻止
 - イ 取締体制の整備
水際における取締りに当たっては、詳細な貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であり、海上貨物スクリーニングシステムをはじめ、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等とも共同してテラヘルツ波やバイオセンサーなどの先端技術を活用した検査機器の導入に向けて努め、平成20年度においても、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行った。
なお、平成20年5月、成田国際空港において税関職員が麻薬探知犬の訓練中に内部規則に違反して真正の大麻樹脂を無断で旅客の手荷物に差し込んで訓練を行うというあってはならない行為を行っていた事実が明らかとなった。一部の税関職員が国民の信頼を裏切る行為を行ったことは誠に遺憾であり、訓練用薬物の管理体制や麻薬探知犬の訓練のあり方、職員の再教育などを見直し、全力を挙げて再発防止に努めた。
 - ロ 関係機関との連携と情報の収集等
警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図った。
特に、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」がほぼ前年並みであったことから、国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。また、外国税関との協力関係については、平成19年度までに、14カ国・地域との間で税関相互支援協定を結び、情報交換の促進に努めてきているが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、平成20年度においては、締結国・地域を18カ国・地域まで拡大するとともに、締結国・地域との間における積極的な情報交換を図った。
- ③ 税関手続に係る制度等の改善
 - イ 国際貿易の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上
国際貿易における安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め、制度利用の一層の拡大を図った。また、我が国と同様のAEO制度を導入している米国・EU等との間で相互承認協議等を推進するとともに、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施した。
 - ロ 利用者満足度の向上
輸出入通関における利用者満足度が前年度実績から向上しているものの平成19年度における目標値を達成していないことから、輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用等に努めた。
また、品目分類事例等の税関ホームページでの公開を大幅に拡充するとともに、アンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めた。
なお、利用者の方々の意見に関してより適切な調査を行うため、アンケート調査の手法等について見直しを行った。
- ④ 次期税関システムの開発・導入等による利用者の利便性向上
 - イ 次期税関システムの更改と関係省庁のシステムの一体的運営

NACCSについては、今後ともシステムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努めた。
 また、利用者利便性の更なる向上等を図るため、平成20年10月にシングルウィンドウを稼働させた。併せて、我が国の国際競争力強化や利用者の利便性向上等の観点から、NACCSと港湾EDIを統合するとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムの一体的運営を行うことを通じて、更なるシステム統合を行うこととした。更に、国際的なシステム連携や港湾管理者手続の追加など機能強化を目指した。
 NACCS等の税関システムについては、平成18年3月に決定・公表された「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの開発を着実に進め、平成20年10月に稼働させた。

ロ 独立行政法人通関情報処理センターの民営化

独立行政法人通関情報処理センター(NACCSセンター)については、組織形態を株式会社とすることで企業経営による業務運営の更なる効率化及び国際的なシステム連携などの新規業務の展開による利用者の利便性の向上が期待できることから、同センターを解散して、平成20年10月1日に、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立した。

⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

イ 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図った。平成19年度においては、関税関係通達・様式の充実、ニュース等のポイントをすばやく伝える「関税局・税関の動き」の掲載に努めてきたが、平成20年度においても、内容の充実、速報性の確保、利便性の向上に努めた。また、あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めた。

このほか、国民の皆様は税関の役割等を知って頂き、税関の密輸取締り活動にご理解・ご協力を頂くため、ホームページにおける事件発表の充実をはじめ、政府広報を活用した広報の実施に努めた。

ロ 税関相談

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の皆様は分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めた。

カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、ニーズの把握に努めるとともに、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答内容の見直しを行った。

(平成21年度予算額:32,137百万円[20年度予算額:31,467百万円])

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会 総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 日本の空の自由化や貿易手続の効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。 テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。
	第169回国会 財務大臣財政演説	平成20年1月18日	国際競争力強化のための通関制度の改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしてまいります。

<p>施策名</p>	<p>外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっている。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいる。中でも、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア諸国の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の1つとして、平成19年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組みの実現に向けた検討を進めていく。このほか、テロリスト等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいく。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>クォータ(投票権等の基礎となる出資額)配分の見直し、新興市場国を対象とする新融資制度の創設や歳出歳入構造の見直し等のIMF改革の議論に積極的に参画した。また、アジアにおける地域金融協力について、チェンマイ・イニシアティブ(CMI)は、マルチ化の基本形態の合意を導くとともに、マルチ化の主な論点の検討を進展させたほか、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)では、インフラ整備資金調達のための新たな債券の開発等を議論した。さらに、資金洗浄及びテロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策として、各国・関係機関と協力しつつ、国内においても資産凍結措置及びFATFの勧告の要請する措置等を実施した。これらのことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>経済成長のためには、外国為替相場は経済ファンダメンタルズ(経済の基礎的状況)を反映し、安定的に推移することが重要である。また、国際金融市場での多額の資金取引や金融取引の技術の飛躍的な進歩につれて、国際金融システムを安定化させることが重要となっている。7か国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)やIMF(国際通貨基金)関連の各種会議等を通じて、国際金融システムの安定に向けた制度強化に努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>G7等の国際会議等で適切な機会をとらえ、議論をリードした。</p> <p>(有効性)</p> <p>IMF改革の議論に積極的に参画し、クォータ改革等の議論の進展に貢献した。また、CMIにおいて、マルチ化の基本形態の合意を導くとともに、マルチ化に係る主な論点の検討を進展させた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも、外国為替相場の安定のために必要に応じて適切に対処できるように取り組む。また、IMFにおけるガバナンスや融資制度の改善・見直し、アジアにおける地域金融協力の中長期的な課題の検討、政策対話やCMI、ABMIといった取組の一層の強化・進展を図っていくことなどが重要な課題である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 6-1-1: 為替相場の動向(一部を抜粋)ドル・円</p> <p style="text-align: center;">為替市場の推移 (2003年1月1日～2008年3月31日)</p>

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>① 外国為替市場の安定 平成20年度においても引き続き、日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けた取組を行った。</p> <p>② 国際通貨システムの強化に関する国際的な取組への参画 イ IMF改革 平成20年3月のIMF理事会において、クォータ改革に合意がなされ、その後、総務会の承認を求める決議案が各加盟国に送付された。我が国は、この重要なガバナンス改革における一步を確実なものとするため、各加盟国に対して決議への賛成票を投じるよう強く奨励した。 また、今後もIMFが持続可能な機関であり続けるため、歳入歳出両面からの財政改革を実現するための協定改正がIMF理事会で承認されたことを受け、IMF総務会で合意されるよう促した。 これらの結果として、クォータ改革及び財政改革のための増資と国際通貨基金の協定改正は、それぞれ平成20年4月及び5月にIMF総務会で合意され、我が国としてはこれを実現するため、平成21年1月に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に、同法案が成立し、また、国際通貨基金協定の改正を国会に提出した。</p> <p>ロ 国際金融危機の予防と解決 IMFが金融資本市場や国際資本移動の動向に関する最先端の分析を強化することにより、経済分析や政策アドバイスのレベルを高めていくことや、良好な政策とファンダメンタルズを備えている加盟国に対して、引出しに際しての条件を課すことなく、大規模かつ速やかな資金支援を可能とする融資制度が整備されるよう、議論に積極的に参画した。</p> <p>③ アジアにおける地域金融協力の強化 イ ASEAN+3諸国間における取組 アジア地域でも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、ASEAN+3財務大臣会議や日中韓財務大臣会議を臨時に開催するとともに、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓金融安定化ワークショップを開催し、アジア諸国間の協力強化に貢献した。また、アジア地域の金融協力を一層推進する観点から、CMIのマルチ化の資金規模拡大、地域サーベイランス・ユニットの設立等のさらなる強化策について合意した。 また、ABMIについては、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意し、タスク・フォースにおいて新ロードマップに示された具体的取組の進捗を図った。</p> <p>ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組 6月にASEM財務大臣会議、11月にAPEC財務大臣会議へ出席し、それぞれの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野での協力、国際的な金融危機への対応等について議論し、共同声明を发出した。</p> <p>ハ 二国間における情報交換・意見交換等 国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行った。また、平成20年6月には、インドとの二国間の枠組みとして通貨スワップ取極を締結。平成21年2月にはインドネシアとの通貨スワップの規模も拡大する等、二国間協力にも貢献した。</p> <p>④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策 イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献した。</p> <p>ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策 引き続き、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、外国為替検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組んだ。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等に対しても、国連安保理決議の着実な履行や国際社会の一致した働きかけ等により、適切に対処した。</p> <p>(平成21年度外国為替資金特別会計予算額:1,342,753百万円[20年度予算額: 1,321,455百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第169回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>本年のサミット議長国として、G7、アジア諸国、国際機関等と協力を進めていくとともに、WTOを中核とする多角的自由貿易体制の強化及び経済連携協定の積極的な推進、国際競争力強化のための通関制度の改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしてまいります。</p>

施策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進																																				
施策の概要	自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められている。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していく。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、ODAの戦略的・効率的な実施を図る一方、20年10月の国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構との統合に向けて、その準備を進めた。 国際開発協会(IDA)及びアフリカ開発基金(AfDF)の増資交渉を受結し、また、重債務貧困国(HIPC)等の途上国に対しては、パリクラブを通じてその債務問題の解決に取り組むとともに、新興ドナーの責任ある貸付行動や民間債権者の動きへの対策についての議論に積極的に参加した。 さらに、開発途上国の行政執行能力の向上のため、セミナーの開催や専門家の派遣による知的支援等を実施した。 これらのことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 国際社会においては地域毎の経済成長等の格差が拡大しており、「ミレニアム開発目標(MDGs)」達成に向けた取組の推進といった、開発途上国の持続的成長への協力が一層求められている。このような国際的要請に対し、我が国においても国内の厳しい財政状況や国民の意見を十分に踏まえつつ、「政府開発援助大綱」や「政府開発援助に関する中期政策」等に沿った効果的・戦略的な途上国支援を行うことが必要である。</p> <p>(効率性) 海外経済協力会議における議論を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図るとともに、国際開発金融機関等との援助協調に努め、ODAの戦略的・効率的な活用に取り組んだ。</p> <p>(有効性) 援助効果の向上の観点から、知的支援を通じた途上国の行政執行能力の向上に取り組んだ。また、国際開発協会(IDA)の増資交渉を締結した。</p> <p>(反映の方向性) 今後とも、ODAの戦略的・効率的な実施や国際開発金融機関の年次総会等の場での積極的な議論への参加を通じて、国際社会の一員として我が国にふさわしい国際貢献を目指す。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 6-2-1: 開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)</p> <table border="1" data-bbox="331 1218 1513 1532"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年</th> <th>15年</th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ODA</td> <td>9,283</td> <td>8,880</td> <td>8,922</td> <td>13,147</td> <td>11,187</td> </tr> <tr> <td>ODA以外の政府資金(OOF)</td> <td>-4,208</td> <td>-2,149</td> <td>-2,372</td> <td>-2,421</td> <td>2,438</td> </tr> <tr> <td>民間資金</td> <td>-573</td> <td>-731</td> <td>4,392</td> <td>12,278</td> <td>12,290</td> </tr> <tr> <td>非営利団体による贈与</td> <td>152</td> <td>335</td> <td>425</td> <td>255</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>4,654</td> <td>6,335</td> <td>11,368</td> <td>23,259</td> <td>26,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 財務省、外務省発表 (注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。</p>		平成14年	15年	16年	17年	18年	ODA	9,283	8,880	8,922	13,147	11,187	ODA以外の政府資金(OOF)	-4,208	-2,149	-2,372	-2,421	2,438	民間資金	-573	-731	4,392	12,278	12,290	非営利団体による贈与	152	335	425	255	315	総計	4,654	6,335	11,368	23,259	26,230
	平成14年	15年	16年	17年	18年																																
ODA	9,283	8,880	8,922	13,147	11,187																																
ODA以外の政府資金(OOF)	-4,208	-2,149	-2,372	-2,421	2,438																																
民間資金	-573	-731	4,392	12,278	12,290																																
非営利団体による贈与	152	335	425	255	315																																
総計	4,654	6,335	11,368	23,259	26,230																																

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>ODAの効率的・戦略的な活用 海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>円借款による二国間支援 債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んだ。平成20年度は、インド等のアジア地域を中心に引き続き円借款を供与するとともに、平成20年5月のTICADの開催(横浜)を踏まえ、アフリカ開発支援等を拡充・推進した。また、「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動対策円借款を創設するなど、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを検討した。</p> <p>国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援 我が国は、途上国の自主性(オーナーシップ)の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現されるよう努めました。また、アジア開発基金の増資交渉、第4回アフリカ開発会議、世界的な金融危機や食糧価格高騰への対応、及び、気候投資基金(CIF)の世界銀行への設置等を通じ、MDBsの活動に積極的に貢献するとともに、我が国の開発援助にMDBsの知見・人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させることにも努めた。</p> <p>平和の構築支援 イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援の着実な実施に努めた。また、スリランカについては、スリランカ政府による民族問題の政治的解決努力を後押しするとともに、観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めた。</p> <p>債務削減への取組 対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリ・クラブ合意に基づいた措置を行った。 HIPCについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を積極的に支援した。 中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処した。 債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG7等の枠組みでの議論に積極的に参加した。</p> <p>知的支援 研修・セミナー、専門家派遣については、事前(要望調査のためのアンケート、現地担当者へのヒアリング)及び事後(受入研修終了時や現地派遣中の意見・要望収集)の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう引き続き見直しを行っていく。特に、途上国の行政執行能力の向上を目的とした実務担当者レベル向け研修・セミナー等の実施においては、数次にわたる研修を一体としてプログラムを組み、研修内容を段階的に高度化させて実施することで、職員の実務能力の着実なステップアップを図ることに努めた。 更に、これまで行っている追跡調査の結果得られている人的ネットワークを活用すべく、財務省内の各部局間で情報の共有を進めた。また、これら途上国研修生との人的ネットワークを通じた意見交換などを継続して行うことにより、国際協力・交流のより一層の推進を図った。 開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:153,753百万円[20年度予算額:174,144百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第168回国会 総理大臣所信表明演説</p>	<p>平成19年10月1日</p>	<p>「自立と共生」の理念に基づき、地球環境や貧困といった問題に対する支援を、自助努力を基本としながら、政府開発援助などの活用により積極的に進めてまいります。</p>

施策名	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保																																																								
施策の概要	政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。また、「行政改革の重要方針」や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」で示された政策金融改革の基本方針を踏まえ、平成20年10月からの新体制移行に向けた取組を着実に進めていく。																																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策金融改革の基本方針等を具現化した「政策金融改革関連法案」が成立したところであり、政府関係金融機関等については、これを受けてその業務の見直しに努める等、新体制移行に向けた取組を着実に実施するとともに、原油高対応等必要な政策ニーズについては的確に対応した。また、関係省庁と緊密に連携しつつ、引き続き効果的・効率的な検査を行い、その結果も踏まえて政府関係金融機関等の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努めるなど、施策を着実に実施したところであり、「A達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要であり、本政策の実現は必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>各施策の着実な実施により各機関の適正かつ効率的な運営の確保に努めるとともに、各機関の検査について、金融庁のノウハウや専門性を活用し、関係省庁と緊密に連携しつつ、その効率的な実施に努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>政策金融改革の基本方針を踏まえ、業務の見直しに努める等、新体制移行に向けた取組を着実に実施するとともに原油高対応等必要な政策ニーズについては的確に対応した。また、関係省庁等と緊密に連携しつつ検査を実施し、その結果も踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>政策金融改革の基本方針を踏まえて、業務の見直しに努める等、新体制移行に向けた取組を着実に進めていくことや、関係省庁と緊密に連携しつつ、引き続き、効果的・効率的な検査を行い、その結果も踏まえて、政府関係金融機関等の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 7-1-2: 政府関係金融機関の融資残高の推移 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="347 1137 1469 1626"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度末</th> <th>16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際協力銀行</td> <td>204,126</td> <td>198,403</td> <td>193,397</td> <td>192,109</td> <td>186,998</td> </tr> <tr> <td>日本政策投資銀行</td> <td>148,409</td> <td>139,656</td> <td>129,680</td> <td>121,974</td> <td>115,767</td> </tr> <tr> <td>国民生活金融公庫</td> <td>100,694</td> <td>95,775</td> <td>89,848</td> <td>83,435</td> <td>78,606</td> </tr> <tr> <td>農林漁業金融公庫</td> <td>34,429</td> <td>32,699</td> <td>31,059</td> <td>29,425</td> <td>28,232</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融公庫</td> <td>75,940</td> <td>79,723</td> <td>75,348</td> <td>69,186</td> <td>62,764</td> </tr> <tr> <td>公営企業金融公庫</td> <td>248,884</td> <td>250,240</td> <td>247,658</td> <td>242,673</td> <td>232,300</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>15,049</td> <td>14,154</td> <td>13,067</td> <td>12,394</td> <td>11,671</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>827,531</td> <td>810,650</td> <td>780,057</td> <td>751,196</td> <td>716,338</td> </tr> </tbody> </table>				平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	国際協力銀行	204,126	198,403	193,397	192,109	186,998	日本政策投資銀行	148,409	139,656	129,680	121,974	115,767	国民生活金融公庫	100,694	95,775	89,848	83,435	78,606	農林漁業金融公庫	34,429	32,699	31,059	29,425	28,232	中小企業金融公庫	75,940	79,723	75,348	69,186	62,764	公営企業金融公庫	248,884	250,240	247,658	242,673	232,300	沖縄振興開発金融公庫	15,049	14,154	13,067	12,394	11,671	合計	827,531	810,650	780,057	751,196	716,338
	平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末																																																				
国際協力銀行	204,126	198,403	193,397	192,109	186,998																																																				
日本政策投資銀行	148,409	139,656	129,680	121,974	115,767																																																				
国民生活金融公庫	100,694	95,775	89,848	83,435	78,606																																																				
農林漁業金融公庫	34,429	32,699	31,059	29,425	28,232																																																				
中小企業金融公庫	75,940	79,723	75,348	69,186	62,764																																																				
公営企業金融公庫	248,884	250,240	247,658	242,673	232,300																																																				
沖縄振興開発金融公庫	15,049	14,154	13,067	12,394	11,671																																																				
合計	827,531	810,650	780,057	751,196	716,338																																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>政府関係金融機関の適正かつ効率的な運営が引き続き確保できるよう、「行政改革の重要方針」や「行政改革推進法」等で示された政策金融改革の基本方針を踏まえ、業務の見直しに努める等の取組を着実に実施した。</p> <p>金融庁検査及び主務省検査を踏まえ、関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省として政府関係金融機関の財務の健全性の確保、業務運営体制の改善に努めた。</p> <p>(平成21年度予算額: 65,705百万円 [20年度予算額: 42,513百万円])</p>																																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<p>施政方針演説等</p> <p>第165回国会 総理大臣所信表明演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 18 年 9 月 29 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>平成20年度から政策金融機関を一つに統合するとともに、国の資産の売却・圧縮を積極的に進め、平成27年度までに政府の資産規模のGDP比での半減を目指します。</p>																																																						

	第166回国会 総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、特別会計について、その数を半分近くにまで大胆に減らすとともに、郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。
--	-----------------------	------------------	--

施策名	地震再保険事業の健全な運営											
施策の概要	地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としており、この目標を実現するためには、地震再保険特別会計の地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要です。											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 地震保険の普及を図るため、ポスター作成及び新聞等の広告媒体を利用した広報活動を実施した。また、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、損害保険会社に対し検査を実施し、その際に、併せて地震保険契約の一層の普及促進を促した。 地震保険の普及率については、18年度同様、前年度対比で0.7ポイントの上昇となり21.5%となったこと、また、地震保険検査先数についても、5社検査を実施したことなどから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難となるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みである。このため、地震被害に遭った被災者の生活の安定や生活再建等のために不可欠な制度である。</p> <p>(効率性) 有識者および損保業界等との連絡会等を開催した結果、専門的な知識を幅広く得ることができ、効率的な検討をすることができた。</p> <p>(有効性) 地震保険事業を適切かつ健全に運営するためには、地震保険への加入者を増加させ、保険集団を安定させることが必要であり、普及率の上昇が重要な要素となる。このため、全国の地方自治体、金融機関、損害保険会社等にポスター掲出を要請するなど、積極的な広報活動を実施しており、前年度より普及率は上昇した。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き地震保険制度の普及拡大のために、着実に広報活動を実施していくとともに、政府の再保険事業の健全な経営を確保するために行われる損害保険会社に対する検査において、少なくとも5社程度に対して実施することを目標とし、その際に、対象損害保険会社に対しては検査の実施とあわせて地震保険普及向上を促進していきます。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1151 1219 1319"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険の普及率等の推移</td> <td>20.1%以上かつ前年度(20.8%)より上昇</td> <td>21.5% (暫定値)</td> </tr> <tr> <td>地震保険検査先数の推移</td> <td>5社程度</td> <td>5社</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	地震保険の普及率等の推移	20.1%以上かつ前年度(20.8%)より上昇	21.5% (暫定値)	地震保険検査先数の推移	5社程度	5社
業績指標	目標値	実績値										
地震保険の普及率等の推移	20.1%以上かつ前年度(20.8%)より上昇	21.5% (暫定値)										
地震保険検査先数の推移	5社程度	5社										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>地震再保険特別会計については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく再保険機能に係る事務事業の在り方について、国の関与が不可欠であり、再保険による国の関与の方法が適当であるといった地震保険制度に関する有識者等からの意見を踏まえて検討した結果、超長期で収支が相償する地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保及び収支の明確な区分経理による透明性の確保等を勧告し、地震再保険特別会計において経理する現行スキームを引き続き活用することとした。</p> <p>地震保険制度の普及拡大のために、平成21年1月にポスター掲示等の広報活動を実施し、合わせて今回よりインターネットにおけるバナー広告も実施した。</p> <p>検査を通じた普及向上の促進に関しては、平成20年度は5社に対して地震保険に関する検査を実施し、その際に、検査と平行して地震保険普及拡大に対する取組姿勢を聞き取りするとともに、今後とも積極的な対応についての要請を行った。</p> <p>(平成21年度地震再保険特別会計予算額:67,947百万円[20年度予算額:69,041百万円])</p>											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)									
	行政改革の重要方針	平成17年12月24日、平成18年6月16日一部改正	地震再保険特別会計については、平成20年度までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。									

施策名	安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築及び管理																																					
施策の概要	国家公務員共済組合の医療・年金保険制度の改革に適切に対応するとともに、福祉事業を含む事業運営について、効率化・スリム化などの観点から適切に見直していく。平成19年度は、特に「施策 7-3-1: 被用者年金一元化への対応」について重点的に取り組む。																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>18年4月の閣議決定等を受けて以来の検討の結果、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本とする「被用者年金の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を19年4月13日に国会に提出した(現在継続審議中)が、本法案で別に法律で定めることとされている新3階年金について引き続き検討する必要があることから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度であることから、この目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>19年4月13日に国会へ提出した「被用者年金の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の作成作業については、短期間で膨大な作業量となったものの、関係各省と連携をとっておおむね効率的に処理することができた。</p> <p>(有効性)</p> <p>「被用者年金の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の提出を行ったことは、安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築という目標達成に有効であった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>国家公務員共済年金制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、引き続き被用者年金の一元化の実現に向けた取組みを進める。また、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 7-3-1: 男女別組合員数の年次推移</p> <table border="1" data-bbox="341 1041 1497 1305"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成14年度末</th> <th>15年度末</th> <th>16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">組合員数 (千人)</td> <td>男</td> <td>905</td> <td>894</td> <td>885</td> <td>878</td> <td>868</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>197</td> <td>198</td> <td>201</td> <td>204</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,102</td> <td>1,091</td> <td>1,086</td> <td>1,082</td> <td>1,076</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対前年度増減割合(%)</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>							平成14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	組合員数 (千人)	男	905	894	885	878	868	女	197	198	201	204	208	計	1,102	1,091	1,086	1,082	1,076	対前年度増減割合(%)		0.7	1.0	0.5	0.4	0.4
		平成14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末																																
組合員数 (千人)	男	905	894	885	878	868																																
	女	197	198	201	204	208																																
	計	1,102	1,091	1,086	1,082	1,076																																
対前年度増減割合(%)		0.7	1.0	0.5	0.4	0.4																																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>被用者年金一元化への対応</p> <p>国家公務員共済年金制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、引き続き被用者年金の一元化の実現に向け取り組むとともに、現在国会で継続審議となっている「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で別に定めることとされている新3階年金についての検討を進めている。</p> <p>諸外国との社会保障協定への対応</p> <p>オーストラリア、オランダ、チェコとの社会保障協定を実施するため、国家公務員共済組合制度において必要な特例措置を盛り込んだ政令等を整備した。</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p> <p>国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p> <p>(平成21年度予算額: 65,798百万円[20年度予算額: 52,415百万円])</p>																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																			
	第165回国会 総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	厚生年金と共済年金の一元化を早急に実現し、官民の公平性を確保します。																																			
	第166回国会 総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現します。																																			
	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について	平成18年4月28日	民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保																																			

施策名	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保																																																																																																																																																																																				
施策の概要	日本銀行法の規定を踏まえ、経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努める。																																																																																																																																																																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>19年度においても、会計規程に沿った適正な処理がなされていることから日本銀行の財務諸表を承認、また日本銀行の効率的な業務運営を確保する観点から経費予算をチェック、認可した。さらに、日本銀行は、行政改革推進法の趣旨を踏まえ人員の削減等に努めた。このように目標達成に向けて成果があったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>日本銀行法の規定を踏まえ、経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>日本銀行は、行政改革推進法を踏まえ、日本銀行の人員削減、保有資産の合理化に努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>日本銀行の効率的な業務運営等について一定の成果があった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、今度も業務が一層適切かつ効率的に運営されるよう、取り組んでいく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>参考指標 7-4-1:認可対象経費予算 (単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>目</th> <th>平成18年度 予算</th> <th>前年度比</th> <th>19年度予算</th> <th>前年度比</th> <th>20年度予算</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行券製造費</td> <td>銀行券製造費</td> <td>56,380</td> <td>12.6</td> <td>53,622</td> <td>4.9</td> <td>52,785</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>国庫国債事務費</td> <td>国庫国債事務費</td> <td>49,621</td> <td>17.9</td> <td>52,238</td> <td>5.3</td> <td>51,131</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給与等</td> <td>役員給与</td> <td>436</td> <td>2.0</td> <td>446</td> <td>2.1</td> <td>442</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>職員給与</td> <td>40,894</td> <td>0.4</td> <td>41,420</td> <td>1.3</td> <td>41,533</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>退職手当</td> <td>9,648</td> <td>5.0</td> <td>9,992</td> <td>3.6</td> <td>10,375</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>50,978</td> <td>0.6</td> <td>51,858</td> <td>1.7</td> <td>52,351</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通通信費</td> <td>旅費交通費</td> <td>2,367</td> <td>0.0</td> <td>2,346</td> <td>0.9</td> <td>2,293</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>3,799</td> <td>6.3</td> <td>3,648</td> <td>4.0</td> <td>3,469</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6,166</td> <td>4.0</td> <td>5,994</td> <td>2.8</td> <td>5,762</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>修繕費</td> <td>1,659</td> <td>11.2</td> <td>1,959</td> <td>18.1</td> <td>1,975</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">一般事務費</td> <td>消耗品費</td> <td>1,994</td> <td>3.4</td> <td>1,928</td> <td>3.3</td> <td>1,872</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>光熱水道費</td> <td>2,263</td> <td>1.4</td> <td>2,262</td> <td>0.0</td> <td>2,251</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>建物機械等賃借料</td> <td>13,228</td> <td>5.3</td> <td>12,003</td> <td>9.3</td> <td>10,747</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>建物機械等保守料</td> <td>10,132</td> <td>7.0</td> <td>10,029</td> <td>1.0</td> <td>9,753</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>27,214</td> <td>6.3</td> <td>27,166</td> <td>0.2</td> <td>25,657</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>54,830</td> <td>3.4</td> <td>53,388</td> <td>2.6</td> <td>50,280</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計(除く固定資産取得費、予備費)</td> <td>219,635</td> <td>1.2</td> <td>219,059</td> <td>0.3</td> <td>214,284</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>固定資産取得費</td> <td>固定資産取得費</td> <td>6,449</td> <td>25.0</td> <td>6,418</td> <td>0.5</td> <td>5,045</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>予備費</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>227,084</td> <td>2.1</td> <td>226,477</td> <td>0.3</td> <td>220,329</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 7-4-2:自己資本残高 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度末</th> <th>16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本残高</td> <td>51,750</td> <td>52,964</td> <td>54,812</td> <td>56,208</td> <td>56,529</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考指標 7-4-3:役員及び職員数の推移 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員及び職員の数</td> <td>4,980</td> <td>4,930</td> <td>4,869</td> </tr> </tbody> </table>			科	目	平成18年度 予算	前年度比	19年度予算	前年度比	20年度予算	前年度比	銀行券製造費	銀行券製造費	56,380	12.6	53,622	4.9	52,785	1.6	国庫国債事務費	国庫国債事務費	49,621	17.9	52,238	5.3	51,131	2.1	給与等	役員給与	436	2.0	446	2.1	442	0.8	職員給与	40,894	0.4	41,420	1.3	41,533	0.3	退職手当	9,648	5.0	9,992	3.6	10,375	3.8	小計	50,978	0.6	51,858	1.7	52,351	1.0	交通通信費	旅費交通費	2,367	0.0	2,346	0.9	2,293	2.2	通信費	3,799	6.3	3,648	4.0	3,469	4.9	小計	6,166	4.0	5,994	2.8	5,762	3.9	修繕費	修繕費	1,659	11.2	1,959	18.1	1,975	0.8	一般事務費	消耗品費	1,994	3.4	1,928	3.3	1,872	2.9	光熱水道費	2,263	1.4	2,262	0.0	2,251	0.5	建物機械等賃借料	13,228	5.3	12,003	9.3	10,747	10.5	建物機械等保守料	10,132	7.0	10,029	1.0	9,753	2.8	事務費	27,214	6.3	27,166	0.2	25,657	5.6	小計	54,830	3.4	53,388	2.6	50,280	5.8	合計(除く固定資産取得費、予備費)		219,635	1.2	219,059	0.3	214,284	2.2	固定資産取得費	固定資産取得費	6,449	25.0	6,418	0.5	5,045	21.4	予備費	予備費	1,000	-	1,000	-	1,000	-	合計		227,084	2.1	226,477	0.3	220,329	2.7		平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	自己資本残高	51,750	52,964	54,812	56,208	56,529		平成17年度末	18年度末	19年度末	役員及び職員の数	4,980	4,930	4,869
科	目	平成18年度 予算	前年度比	19年度予算	前年度比	20年度予算	前年度比																																																																																																																																																																														
銀行券製造費	銀行券製造費	56,380	12.6	53,622	4.9	52,785	1.6																																																																																																																																																																														
国庫国債事務費	国庫国債事務費	49,621	17.9	52,238	5.3	51,131	2.1																																																																																																																																																																														
給与等	役員給与	436	2.0	446	2.1	442	0.8																																																																																																																																																																														
	職員給与	40,894	0.4	41,420	1.3	41,533	0.3																																																																																																																																																																														
	退職手当	9,648	5.0	9,992	3.6	10,375	3.8																																																																																																																																																																														
	小計	50,978	0.6	51,858	1.7	52,351	1.0																																																																																																																																																																														
交通通信費	旅費交通費	2,367	0.0	2,346	0.9	2,293	2.2																																																																																																																																																																														
	通信費	3,799	6.3	3,648	4.0	3,469	4.9																																																																																																																																																																														
	小計	6,166	4.0	5,994	2.8	5,762	3.9																																																																																																																																																																														
修繕費	修繕費	1,659	11.2	1,959	18.1	1,975	0.8																																																																																																																																																																														
一般事務費	消耗品費	1,994	3.4	1,928	3.3	1,872	2.9																																																																																																																																																																														
	光熱水道費	2,263	1.4	2,262	0.0	2,251	0.5																																																																																																																																																																														
	建物機械等賃借料	13,228	5.3	12,003	9.3	10,747	10.5																																																																																																																																																																														
	建物機械等保守料	10,132	7.0	10,029	1.0	9,753	2.8																																																																																																																																																																														
	事務費	27,214	6.3	27,166	0.2	25,657	5.6																																																																																																																																																																														
	小計	54,830	3.4	53,388	2.6	50,280	5.8																																																																																																																																																																														
合計(除く固定資産取得費、予備費)		219,635	1.2	219,059	0.3	214,284	2.2																																																																																																																																																																														
固定資産取得費	固定資産取得費	6,449	25.0	6,418	0.5	5,045	21.4																																																																																																																																																																														
予備費	予備費	1,000	-	1,000	-	1,000	-																																																																																																																																																																														
合計		227,084	2.1	226,477	0.3	220,329	2.7																																																																																																																																																																														
	平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末																																																																																																																																																																																
自己資本残高	51,750	52,964	54,812	56,208	56,529																																																																																																																																																																																
	平成17年度末	18年度末	19年度末																																																																																																																																																																																		
役員及び職員の数	4,980	4,930	4,869																																																																																																																																																																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。また、「行政改革推進法」等において、国家公務員に準じた人件費削減の取組が定められたことを踏まえ、経費予算の認可等を適切に実施した。																																																																																																																																																																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																																																																																																																																		
	-	-	-																																																																																																																																																																																		

施策名	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保														
施策の概要	たばこ事業については、WHOたばこ規制枠組条約の発効等たばこ規制の流れを受け、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきている。また、塩事業については、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与は必要最小限となっている。こうした状況を踏まえた政策の企画立案を行う。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>たばこ自動販売機の適正設置について早期の是正が必要と認められた自動販売機を設置している者に対して改善指導を行い、全て是正された。また、成人識別機能付自動販売機の導入を製造たばこ小売販売業の許可の条件としていくこととした。併せて、下記業績指標を全て達成する等の成果があったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>たばこ事業については未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきていること、塩事業については、原則自由の市場構造に転換し、国の関与は必要最小限となっていることを踏まえた政策の企画立案が求められている。</p> <p>(効率性)</p> <p>製造たばこ小売販売業の許可及び塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率はいずれも目標値を達成した。</p> <p>(有効性)</p> <p>成人識別機能付自動販売機の導入を製造たばこ小売販売業の許可の条件としていくこととした。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>未成年者喫煙防止の観点から、たばこ自動販売機の管理・監督の一層の徹底を図る。また、塩事業センターに対する認可等を通じて塩事業の適切な運営が確保されるよう努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="300 869 1513 1059"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期の是正が必要と認められるたばこ自動販売機の適正化に係る要改善台数</td> <td>0台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td>製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率</td> <td>95%以上</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率</td> <td>95%以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	早期の是正が必要と認められるたばこ自動販売機の適正化に係る要改善台数	0台	0台	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率	95%以上	98.6%	塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率	95%以上	100%
業績指標	目標値	実績値													
早期の是正が必要と認められるたばこ自動販売機の適正化に係る要改善台数	0台	0台													
製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率	95%以上	98.6%													
塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率	95%以上	100%													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>未成年者喫煙防止を推進する観点から、成人識別機能付自動販売機の導入を製造たばこ小売販売業の許可の条件としていくこととした。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月1日以降、新規の小売販売業の許可すべてに成人識別機能付自動販売機の導入を条件として付す 平成20年6月30日以前に小売販売業の許可を受けている者については、20年7月以降、成人識別機能付自動販売機の導入状況を調査し、成人識別機能付自動販売機を導入していない者に対し成人識別機能付自動販売機導入の許可条件を付すこととした。 <p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する認可、各財務(支)局等及び各税関が行っている塩事業者に対する登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p>														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												
	-	-	-												

表 10 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

政策の名称	大型監視艇による沖縄・先島諸島海域取締強化対策〔政策目標5 - 3〕
政策評価の結果の概要	<p>施策の概要 沖縄・先島諸島海域の取締強化を図るための監視艇を建造する。</p> <p>目標期間 平成 19 年度</p> <p>目標 監視艇を増配備し、監視艇の出動拠点から3時間以内で到達できる海域(主要諸島)の割合を100%とする。</p> <p>目標設定の考え方 東西1,000km、南北400km の海域を管轄する沖縄地区税関における監視艇を活用した監視取締りの充実を図るため、監視艇の出動拠点から3時間以内で到達できる海域の割合を41%から100%とし、沖縄・先島諸島海域の監視取締りの強化を図る。</p> <p>目標達成度合いの判定方法 増配備した監視艇の出動拠点から主要諸島までの平均所要時間を計測。3時間以内で到達できる割合 100%:達成 100%未満:未達成</p> <p>目標の達成状況 上記計測の結果、3時間以内で到達できた割合は100%であったことから、目標を達成した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本事業については、当初の目標を達成し、十分な成果を得ることができたことから、平成20年度において、監視艇を活用して、沖縄・先島諸島海域の監視取締りの充実を図った。</p>

政策の名称	予算編成支援システム最適化計画実施事業
政策評価の結果の概要	<p>施策の概要 予算・決算業務に係る業務・システムの最適化実施のための予算編成支援システムの開発等を行う。</p> <p>目標期間 18 年度～19 年度</p> <p>目標 予算編成支援システムの開発及び業務の見直しにより業務処理時間を約44,560 時間削減する。</p> <p>目標設定の考え方 予算編成支援システムのうち後年度負担額推計システム及び光熱水料・燃料費管理システムのオープン化開発等を行うことで、業務処理時間の削減を図る。</p> <p>目標達成度合いの判定方法 削減目標時間 44,560 時間以上:達成 削減目標時間 44,560 時間未満:未達成</p> <p>目標の達成状況 本事業にてオープン化開発・業務の見直しを実施した結果、年間で約40,456時間(目標値の約9%減)の業務処理時間が削減された。</p> <p>目標が達成できなかった要因は、最適化計画策定時に業務の見直しを行い、事務の軽減を図ることを想定していたが、将来に亘る国の負担額の分析項目が増加したことに伴い業務が増大した結果、事務の軽減を図ることができなかったため、また、直近の実態にあわせるために、最適化計画策定時の見込データ件数を実績データ件数(19 年度)で再計算した結果、データ件数の増加により業務(入出力、チェック等)処理時間が増加したためである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本事業については、予算・決算業務の業務・システム最適化計画に基づき、経費削減のため、システムのオープン化開発を実施した。</p>